

ドイツの信用保証制度に関する調査報告書 (2025 年度)

2026 年 6 月



日本政策金融公庫

JAPAN FINANCE CORPORATION

中小企業事業本部 保険情報室

目次

1. 調査概要	1
1.1 調査目的	1
1.2 調査方法	2
1.3 調査期間	2
2. 中小企業と中小企業政策	3
2.1 中小企業の定義	3
2.1.1 EU 基準	3
2.1.2 ドイツ基準	3
2.2 中小企業の実態	5
2.2.1 ドイツ経済における中小企業の位置づけ	5
2.2.2 中小企業を取り巻く環境	6
2.3 中小企業向け金融政策の全体像	6
2.3.1 法体系	6
2.3.2 融資及び保証（再保証）の概要	8
3. 信用保証制度の概要	11
3.1 信用保証制度の監督・出資関係	11
3.2 信用保証制度の基本方針・プロパー融資との関係	12
3.2.1 基本方針	12
3.2.2 政府と民間の関係	12
3.2.3 プロパー融資との関係	13
3.3 保証銀行	14
3.3.1 概要	14
3.3.2 ガバナンス	15
3.3.3 連合体及び関係会社	15
3.4 保証制度	16
3.4.1 保証銀行の保証制度	16
3.4.2 中小企業投資会社のメザニン融資	17
3.4.3 保証によるリスク分担	18
3.4.4 具体的な保証制度	19
3.5 保証手続き	24
3.5.1 一般的な保証付融資の流れ（申込～融資実行）	24
3.5.2 保証銀行に対し直接に保証を申込み場合	27

3.6	再保証	27
3.6.1	ドイツの保証額別保証制度	27
3.6.2	根拠法と事業規模・予算	28
3.6.3	保証銀行向け再保証	29
4.	財政基盤	32
4.1	保証収支	32
4.1.1	保証銀行の収入・支出	32
4.1.2	各機関の収支構造	33
4.2	コスト分担	34
4.3	効果検証	35
5.	今後の計画	37
5.1	経営者保証	37
5.2	デジタルトランスフォーメーション（DX）	37
5.3	ESG スコアリング	37
6.	まとめ（気づき）	38
6.1	ドイツの中小企業	38
6.2	中小企業の資金調達と信用保証制度	38
6.3	連邦・州政府による保証銀行への再保証	39
6.4	信用保証制度の課題	39
7.	実績・統計	40
7.1	保証銀行別保証承諾額（2025 年、単位：百万ユーロ）	40
7.2	保証銀行別保証債務残高（2025 年、単位：百万ユーロ）	41
7.3	保証銀行別保証債務残高の保証割合（2025 年、単位：%）	42

1. 調査概要

1.1 調査目的

日本の中小企業信用補完制度は、中小企業金融政策の重要な一翼を担い、これまで中小企業・小規模事業者に対する事業資金の供給の円滑化に貢献してきた。制度実施機関の一つである日本政策金融公庫では、これまで海外の公的信用保証制度について様々な調査を実施しており、その調査結果は、中小企業政策審議会による制度見直しの参考資料としても活用されてきている。

2023 年度はイギリス、フランス、オーストリア及び韓国について、2024 年度は米国及び台湾について、それぞれ文献調査及びヒアリング調査等にて各国の中小企業政策や信用保証制度の実施状況等を取りまとめた。

今次調査においては、ドイツを対象とした。ドイツの制度は、日本の制度創設時に参考にされた歴史があり、もともと制度関係者の関心が高く、2016 年度に調査をしてから約 10 年経過したことから、改めて現状について調査を行ったものである。

本調査では、これまでの調査内容を踏まえ、ドイツにおける中小企業の定義や取り巻く環境、中小企業向け金融政策における信用保証制度の位置づけを概観するとともに、制度実施機関である保証銀行や提供される保証制度の特徴、二層構造を形成している再保証との関係、制度運営に係る財政基盤を記述している。また、信用保証制度の効果検証の結果や保証銀行が取り組んでいる課題についても情報を得た。

本調査が、今後の日本の信用補完制度の更なる発展に役立つものとなれば幸いである。

末筆ながら、本調査に際し多大なる協力と貴重なご示唆を賜った調査対象機関等の皆様に、厚く御礼申し上げます。

1.2 調査方法

文献調査、調査票送付及び現地出張又はオンラインによるヒアリング調査に基づき、①中小企業と中小企業政策、②信用保証制度の概要、③財政基盤及び④今後の計画の4点に焦点を当て、以下の対象機関に対して調査を実施した。

図表 1-1 本調査の対象機関

区分	機関名
保証機関	バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行 (Bürgschaftsbank Baden-Württemberg, BBBW)
保証機関	ベルリン保証銀行 (Bürgschaftsbank Berlin, BBB)
連合体	保証銀行連合会 (Verband Deutscher Bürgschaftsbanken, VDB)
主務省	連邦政府（経済当局） (Bundesministerium für Wirtschaft und Energie, BMW)
主務省	バーデン・ヴュルテンベルク州政府（経済当局） (Ministerium für Wirtschaft, Handwerk und Tourismus Baden-Württemberg, WMBW)
主務省	ベルリン州政府（経済当局） (Senatsverwaltung für Wirtschaft, Energie und Betriebe, SenWiEnBe)
金融機関	バーデン・ヴュルテンベルク州開発銀行 (Landeskreditbank Baden-Württemberg - Förderbank, L-Bank)
金融機関	バーデン・ヴュルテンベルク州立銀行 (Landesbank Baden-Württemberg, LBBW)
支援機関	バーデン・ヴュルテンベルク・インターナショナル (Baden-Württemberg International, BW_i)
研究機関	ミュンスター大学ミュンスター金融センター ^(※) (Universität Münster Finance Center Münster, FCM)

(※) 当該機関のみオンラインでヒアリング調査を実施

1.3 調査期間

2025 年 10 月～2026 年 6 月（現地出張は 2025 年 12 月 1 日～5 日）に実施した。

2. 中小企業と中小企業政策

2.1 中小企業の定義

2.1.1 EU 基準

ドイツにおける中小企業に関係する定義は、ドイツの中小企業研究の代表的な機関で 1950 年代から活動するボン中小企業研究所 (Institut für Mittelstandsforschung (IfM) Bonn) によると、5 つ存在する¹。一つ目は、欧州連合 (EU) の機関である欧州委員会 (EC) が定めている基準である。中小企業を「従業員数」及び「年間売上高または総資産」の規模に基づき定義し、規模に応じて零細企業、小企業、中企業の 3 つに分類している。「従業員数 249 人以下」かつ「5,000 万ユーロ以下または 4,300 万ユーロ以下」に該当する企業が中小企業と定義され、EU 域内の中小企業施策は主にこれらの企業を対象としている。EU 加盟国であるドイツでは、この EU 基準が基本として使用される。

なお、中小企業の独立性の観点から、企業が大企業グループに属する場合には、グループ全体の合算値に基づいて中小企業か否かが判断される。

また、2025 年 5 月 21 日、欧州委員会は規制簡素化を目的に、新たに中小型企业 (Small Mid-Cap: SMC) という区分を新設した。中小企業区分を超えて成長する企業に対して、既存の中小企業向け優遇措置の適用拡大や、さまざまな規則の簡素化を図ることで、さらなるスケールアップや競争力強化につながることが期待されている²。

2.1.2 ドイツ基準

ドイツ独自でも中小企業を定義している。このドイツ基準は、従業員数について 499 人以下までを中小企業と定義している点が EU 基準との違いであり、これは平均的に EU 全体に比して企業規模が大きいドイツの企業構造を反映している。ドイツ基準は主にドイツ国内の統計資料等において使用される。

以上の EU 基準及びドイツ基準に該当する中小企業は、ドイツ語で Kleine und Mittlere Unternehmen (KMU) という。これは英語の Small and Medium Enterprise (SME) に相当する用語で、定量的な基準といえることができる。

加えて、ドイツには、ミッテルシュタント (Mittelstand) という定性的な独自基準も存在する。これは「最大 2 人の自然人またはその家族が (直接または間接的に) 企業の少なくとも 50% の株式を保有していること」かつ「それらの自然人が経営陣に属していること」を要件としたもので

¹ Institut für Mittelstandsforschung (IfM) Bonn, “Definitions”, <https://www.ifm-bonn.org/en/definitions/overview>, 2026 年 6 月最終閲覧

² 欧州連合日本政府代表部, “EU 中小企業 (Small and Medium-sized Enterprises: SMEs) への支援策”, <https://www.eu.emb-japan.go.jp/files/100898325.pdf>, 2026 年 6 月最終閲覧

ある。ドイツ語圏特有のもので、所有権と経営権の一体性に特徴がある企業として、ファミリービジネス（Familienunternehmen）とほぼ同義で使用される。ドイツでは、地域に根差した経済の担い手として、このミッテルシュタントの振興に取り組んでいる。ドイツにおける大多数の中小企業は、一般的にミッテルシュタントの要件を満たしているといわれる。また、大企業に分類される企業であっても、この要件を満たせば「ミッテルシュタント」や「ファミリービジネス」に分類される。

図表 2-1 中小企業に関する定義

定義		要件項目
EU 基準	中小企業 (KMU)	「従業員数」かつ「年間売上高または総資産」の規模
	中小型企业 (SMC)	「従業員数」かつ「年間売上高または総資産」の規模 ^(※) (※) 従来の中小企業より大きい規模
ドイツ基準	中小企業 (KMU)	「従業員数」かつ「年間売上高」の規模
	ミッテルシュタント (Mittelstand)	「最大 2 人の自然人またはその家族が（直接または間接的に）企業の少なくとも 50%の株式を保有していること」かつ「それらの自然人が経営陣に属していること」
	ファミリービジネス (Familienunternehmen)	経営者本人またはその家族が所有権と経営権を一体的に有する企業

出所) Institut für Mittelstandsforschung (IfM) Bonn 資料¹より作成

図表 2-2 EU 基準の定義

 〈EU基準〉 	区分	零細企業	小企業	中企業	中小型企业
	従業員数	0～9人	10～49人	50～249人	250～749人
	かつ				
	年間売上高	200万ユーロ以下	200万ユーロ超～ 1,000万ユーロ以下	1,000万ユーロ超～ 5,000万ユーロ以下	5,000万ユーロ超～ 1億5,000万ユーロ以下
	または 総資産	200万ユーロ以下	200万ユーロ超～ 1,000万ユーロ以下	1,000万ユーロ超～ 4,300万ユーロ以下	4,300万ユーロ超～ 1億2,900万ユーロ以下

出所) Institut für Mittelstandsforschung (IfM) Bonn 資料^{3,4}より作成

³ Institut für Mittelstandsforschung (IfM) Bonn, “SME definition of the European Commission”, <https://www.ifm-bonn.org/en/definitions/uebersetzen-nach-english-kmu-definition-der-eu-kommission>, 2026 年 6 月最終閲覧

⁴ Institut für Mittelstandsforschung (IfM) Bonn, “Small Mid-Cap-Definition”, <https://www.ifm-bonn.org/en/definitionen/small-mid-cap-definition>, 2026 年 6 月最終閲覧

図表 2-3 ドイツ基準の定義

〈ドイツ基準〉



区分	零細企業	小企業	中企業
従業員数	0～9人	10～49人	50～499人
かつ			
年間売上高	200万ユーロ以下	200万ユーロ超～ 1,000万ユーロ以下	1,000万ユーロ超～ 5,000万ユーロ以下

出所) Institut für Mittelstandsforschung (IfM) Bonn 資料⁵より作成

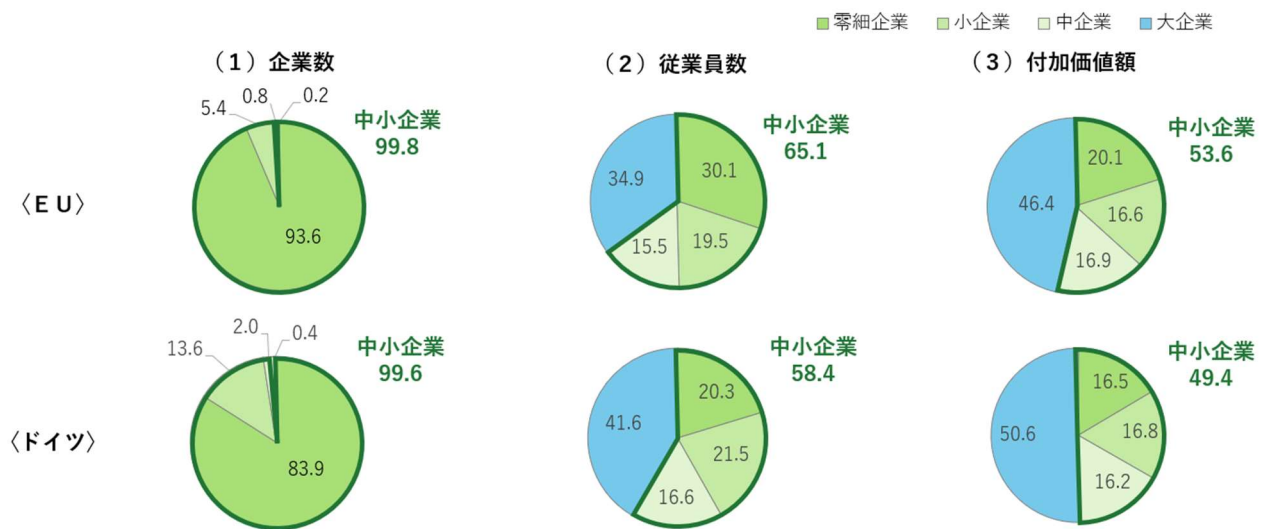
2.2 中小企業の実態

2.2.1 ドイツ経済における中小企業の位置づけ

ドイツの中小企業について統計に基づき概観すると、ドイツ国内において、企業数の 99.6%、従業員数の 58.4%、付加価値額の 49.4%を占める。一方、EU の中小企業は、EU 域内において、企業数の 99.8%、従業員数の 65.1%、付加価値額の 53.6%を占める。

以上のように、企業数の割合においてはドイツと EU の間にほとんど差はないものの、従業員数と付加価値額を比較すると、ドイツは EU よりも、大企業の割合がやや大きいことが読み取れる。

図表 2-4 EU 及びドイツの企業規模別構成割合 (%)



※企業規模は EU 基準の従業員数で区分 (250 人以上は「大企業」として集計)

出所) 欧州委員会 (EC) 資料⁶より作成

⁵ Institut für Mittelstandsforschung (IfM) Bonn, “SME definition of the IfM Bonn”, <https://www.ifm-bonn.org/en/definitions/sme-definition-of-the-ifm-bonn>, 2026 年 6 月最終閲覧

⁶ 欧州委員会 (EC), “2025 SME FACT SHEET EUROPEAN UNION”, “2025 SME COUNTRY FACT SHEET GERMANY”

2.2.2 中小企業を取り巻く環境

ドイツの中小企業の特徴としては、バーデン・ヴュルテンベルク・インターナショナルによると、労働組合が産業単位で存在し、日本のように企業単位ではないことを背景に、企業規模を問わず労働条件、いわゆる賃金ベース等が同一水準に保たれている点が挙げられる。そのため、労働者が賃金面のみをもって中小企業への就職を控える傾向はあまり見られず、中小企業にも優秀な人材を採用する機会があるとの説明があった。ただし、福利厚生は企業ごとに異なり、大企業のほうが優遇されている面はあるとの補足も聞かれた。

また、日本の自動車業界や建設業界のように、密接で固定的な系列関係や下請関係はあまりみられず、複数の競合自動車メーカーと直接取引関係を有する中小企業もいるとのことであり、比較的独立した経営が根付いていることがうかがわれた。

こうしたことから、ドイツの中小企業向け政策は、日本とは異なるドイツの中小企業を取り巻く労使関係や取引慣行を背景に実施されていることが推察される。

2.3 中小企業向け金融政策の全体像

2.3.1 法体系

ドイツの中小企業向け金融政策に係る法体系は、EU、ドイツ連邦政府、ドイツ州政府それぞれの法令を通じて、概観することができる。

(1) EU

EU の定める「欧州連合の機能に関する条約 (Treaty on the Functioning of the European Union, TFEU)」には、「社会政策」、「産業」及び「研究・技術開発及び宇宙」の分野において、中小企業に関する記述を確認することができる。同条約第 10 章の「社会政策」においては、労務上で中小企業に過度な負担がかからないようなルール作りの必要性が言及されている。また、同じく第 17 章の「産業」及び第 19 章の「研究・技術開発及び宇宙」においては、中小企業が事業のしやすい環境の整備や、中小企業等⁷による新たな製品やサービスの基盤となる研究開発の奨励が言及されている。それらの内容は図表 2-5 のとおりである。

⁷ 中小企業を含む事業者、研究機関及び大学

図表 2-5 欧州連合の機能に関する条約
(Treaty on the Functioning of the European Union, TFEU)

章	条	内容
第 10 章 社会政策	第 153 条 2(b)	労働政策において中小企業の設立及び発展を阻害するような行政上、財政上及び法的制約を課すことを避けなければならない。
第 17 章 産業	第 173 条 1	中小企業の創意工夫と発展に有利な環境を奨励する。
第 19 章 研究・技術 開発及び宇宙	第 179 条 2	中小企業等 ⁷ による質の高い研究・技術開発活動を奨励する。

出所) 欧州連合 (EU) 資料⁸より作成

また、EU の通達である「欧州小企業法 (Small Business Act for Europe, SBA)⁹」には、EU 及び加盟国の政策立案や実施を導くための 10 の原則が規定されており、そのうちの重要な原則に「Think Small First」がある。これは、EU における中小企業政策の理念であり、中小企業が経済成長や雇用創出に重要な役割を果たしているため、政策や規則は中小企業の利害を優先的に考えるべきだという考え方を示している。欧州小企業法に規定される 10 の原則は、図表 2-6 のとおりである。

図表 2-6 欧州小企業法 (Small Business Act for Europe, SBA) における 10 の原則

原則	内容
1	起業家や家族経営企業が繁栄し、起業家精神が報われる環境を作る
2	破産を経験した誠実な起業家が迅速に再起できるよう支援する
3	「Think Small First」の原則に従って規則を設計する
4	中小企業のニーズに応じた公共行政を実現する
5	公共政策ツールを中小企業のニーズに適合させる - 中小企業の公共調達への参加を促進し、中小企業向け国家補助を活用する
6	中小企業の資金調達を円滑にし、商取引の迅速な支払を促進する法令及び事業環境を整備する
7	中小企業が EU 単一市場の提供する機会をより活用できるよう支援する
8	中小企業の技能向上とあらゆる形態のイノベーションを促進する
9	中小企業が環境問題をビジネスチャンスに変えられるよう支援する
10	中小企業が市場の成長から恩恵を受けられるよう奨励し支援する

出所) 欧州連合 (EU) 資料⁹より作成

⁸ 欧州連合 (EU), “CONSOLIDATED VERSION OF THE TREATY ON THE FUNCTIONING OF THE EUROPEAN UNION”

⁹ 欧州連合 (EU), “COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE COUNCIL, THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS “Think Small First” A “Small Business Act” for Europe”

(2) ドイツ連邦政府

ドイツ連邦政府の「ドイツ連邦共和国基本法（Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland）¹⁰」は、日本の憲法に相当するものである。これには、連邦政府と州政府の間の共同課題や行政協力が規定されている。具体的には、「地域の経済構造の改善」及び「農業構造及び海岸保護の改善」の分野については州政府が遂行し、連邦政府は協力する立場であることが定められている。すなわち、ベルリン州政府によれば、中小企業の支援は「地域の経済構造の改善」に該当することから、その実施主体は州政府となるとの説明があった。

図表 2-7 ドイツ連邦共和国基本法（Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland）

章	条	内容
VIII a. 章 共同 課題・行政協力	第 91 条 a(1)	連邦は、各州が遂行する以下の分野の課題の達成に協力する。これらの課題が国全体にとって重要であり、生活環境の改善のために連邦の協力が必要な場合とする。 1. 地域の経済構造の改善 2. 農業構造及び海岸保護の改善

出所）連邦政府資料¹⁰より作成

(3) ドイツ州政府

バーデン・ヴュルテンベルク州政府によると、ドイツ国内の各州政府は、州の均衡ある経済構造確保のため、中小企業向け基本政策を「中小企業振興法（Gesetz zur Mittelstandsförderung）」に定めている。これに基づき、州で支援対象（ミッテルシュタント）を定義し、州の「経済当局（経済省）」が企業のライフサイクルの全てを所掌している。州政府は、強いミッテルシュタントを継続的に増やすため、基本政策全般に関与し、中小企業支援策を主導して実施する。企業への資金支援においては、企業の資本構造全体を考慮し、自己資本強化を目的に補助金や出資、他人資本強化を目的に融資や保証（再保証）といった資金調達施策を整備している。

2.3.2 融資及び保証（再保証）の概要

(1) 三本柱の銀行システム

バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行及びミュンスター大学ミュンスター金融センターによると、ドイツの銀行システムは、銀行業務と証券業務を総合的に行う「ユニバーサルバンク」によって構築されていることが特徴である。

ユニバーサルバンクは、一般に「三本柱」と称されるように 3 つの部門に分類される。それら

¹⁰ 連邦政府, “Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland”, <https://www.gesetze-im-internet.de/gg/BJNR000010949.html>, 2026 年 6 月最終閲覧

は、ドイツ銀行やコメルツ銀行などの民間商業銀行からなる「民間部門」、貯蓄銀行 (Sparkasse)、州立銀行 (Landesbank)、デカバンク (DekaBank) からなる「公共部門」、都市部の庶民銀行 (Volksbank) 及び農村部のライフアイゼン銀行 (Raiffeisenbank) という協同組合銀行、ドイツ信用協同組合中央銀行 (DZ BANK) からなる「協同組合部門」の 3 部門である。民間部門は民間資本に基づく営利的な金融集団、公共部門は地方自治体や州政府等の公的資本に基づく非営利的な金融集団、協同組合部門は組合形態に基づく相互扶助的な金融集団ということができる。

公共部門の貯蓄銀行、協同組合部門の庶民銀行及びライフアイゼン銀行は、各地域に根差して多数存在する地域レベルの銀行である。日本のメインバンクに相当する「ハウスバンク」として中小企業と密接な取引関係を有する。また公共部門のデカバンク、協同組合部門のドイツ信用協同組合中央銀行は、全国レベルの中央機関として機能する。なお、公共部門の州立銀行は、州レベルの銀行として存在する。

ユニバーサルバンクは、いずれも、ドイツ連邦銀行 (Deutsche Bundesbank) 及びドイツ連邦金融監督庁 (Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht, BaFin) による監督を受ける。

図表 2-8 ユニバーサルバンク 3 部門

民間部門	公共部門	協同組合部門
ドイツ銀行、コメルツ銀行など	【全国レベル】	
	デカバンク (DekaBank)	ドイツ信用協同組合中央銀行 (DZ BANK)
	【州レベル】	
	州立銀行 (Landesbank)	
	【地域レベル】	
	貯蓄銀行 (Sparkasse)	庶民銀行 (Volksbank) ライフアイゼン銀行 (Raiffeisenbank)

出所) バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行、ミュンスター大学ミュンスター金融センター及びバーデン・ヴュルテンベルク州立銀行提供資料、調査票回答及びヒアリングより作成

(2) 資金調達手段

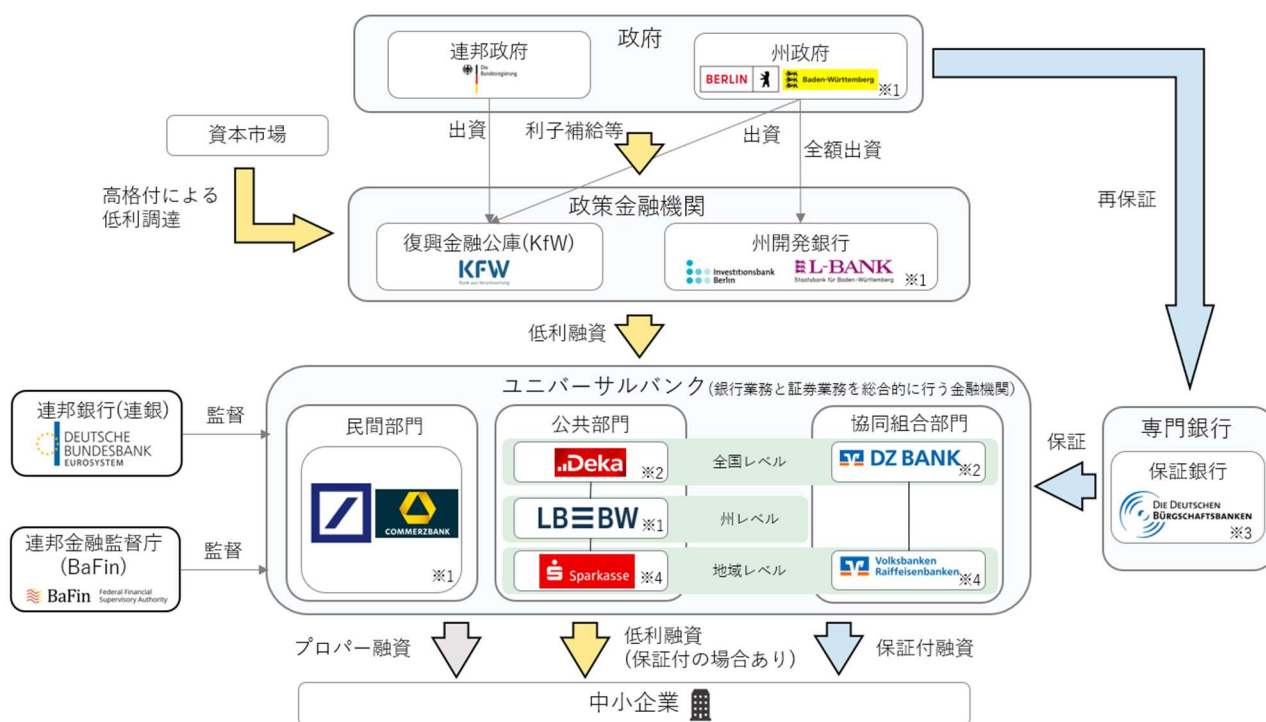
バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行及びミュンスター大学ミュンスター金融センターによると、ドイツの中小企業は、これらのユニバーサルバンクを通じて、プロパー融資、保証付融資、低利融資（保証付の場合を含む）を調達することができる。いずれの融資の場合もユニバーサルバンクが一次窓口となり、プロパー融資及び保証付融資はユニバーサルバンクからの「直接融資」、低利融資（保証付の場合を含む）はユニバーサルバンクを経由した「間接融資」となることが特徴である。これは、ユニバーサルバンクが、日頃から取引関係を有する中小企業の状態を最も把

握しているという考え方に基づいている。

保証付融資の場合、保証業務に特化した銀行である保証銀行が融資に対して保証し、その保証に対して連邦政府及び州政府が再保証することで、中小企業はユニバーサルバンクからの融資を調達しやすくなる。保証（再保証）により金融機関の信用リスクを低減することが可能となるためである。この保証銀行は、特定の業務分野に特化した銀行である専門銀行の一つに分類され、各 16 州に存在する。

低利融資は、連邦政府によると、政府が出資する政策金融機関であり連邦単位で設立されている復興金融公庫（KfW）または州単位で設立されている州開発銀行が、高格付をもって資本市場から低利で資金調達し、政府が利子補給等の助成も行うことで実現されている。なお、中小企業は、低利融資に対して保証銀行の保証を利用することもできる。

図表 2-9 保証付融資と低利融資



※1 例示

※2 中央機関

※3 各 16 州に存在

※4 各地域に根差して多数存在し、ハウスパンク（日本のメインバンクに相当）として中小企業と密接な取引関係を有する

出所) バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行、バーデン・ヴュルテンベルク州立銀行及びミュンスター大学ミュンスター金融センター
提供資料、調査票回答及びヒアリングより作成

3. 信用保証制度の概要

3.1 信用保証制度の監督・出資関係

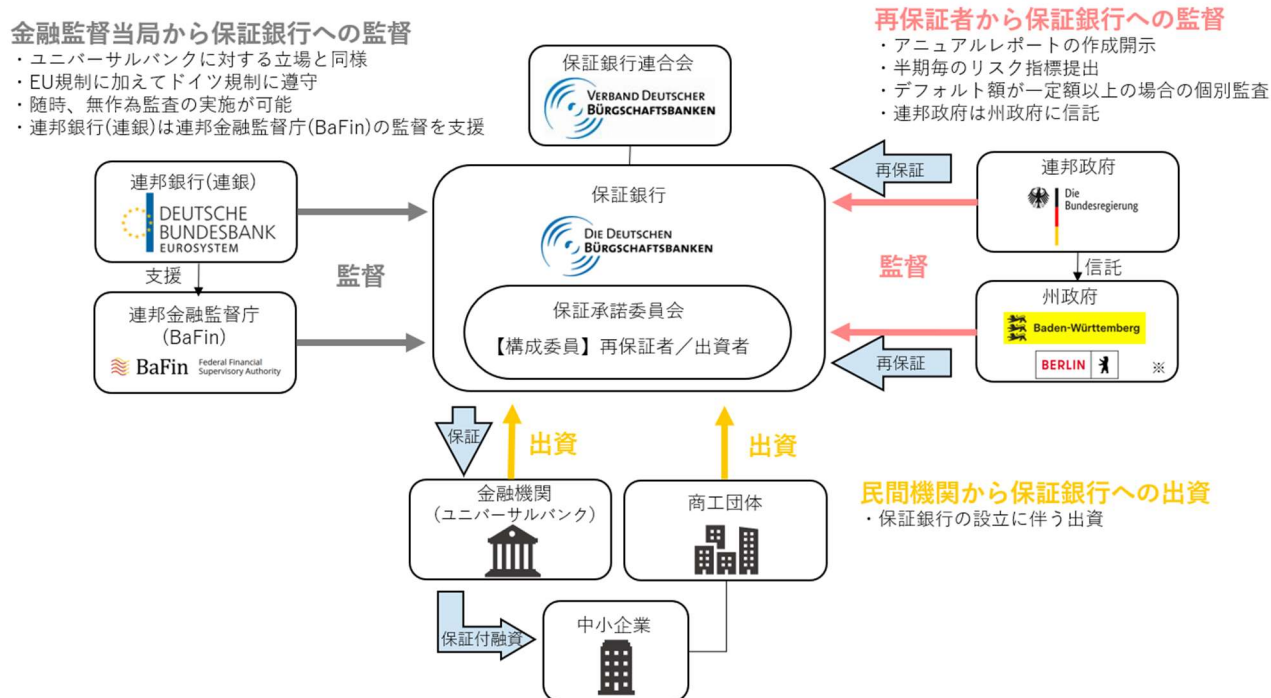
保証銀行は、ドイツの銀行法（Kreditwesengesetz, KWG）を根拠法とし、預金取引や融資取引を行うユニバーサルバンクと同様に、銀行の一形態としてドイツ連邦銀行及びドイツ連邦金融監督庁からの監督を受ける。金融監督当局は、保証銀行が EU 規制に加えてドイツ規制を遵守しているかどうか、随時、無作為監査を実施することが可能であり、ドイツ連邦銀行はドイツ連邦金融監督庁の監督を支援する。

また保証銀行は、再保証者である連邦政府及び州政府の監督を受ける。アニュアルレポートの開示、半期毎のリスク指標提出、デフォルト額が一定額以上の場合の個別監査受入などの義務がある。なお、連邦政府の再保証から発生する権利義務は州政府に信託される。

一方、保証銀行は、ユニバーサルバンクを代表する金融機関及び商工団体からの出資を受けている。すなわち保証銀行は、設立に伴い民間機関から出資を受けた「民間資本」の保証機関といえる。保証銀行の利害関係者である再保証者及び出資者は、保証承諾に関する最終的な意思決定を行う「保証承諾委員会」の構成委員となる。

なお、保証銀行の共同代表機関としては保証銀行連合会（VDB）が組織されている。

図表 3-1 制度関係者チャートイメージ



※例示

出所）連邦政府、バーデン・ヴュルテンベルク州政府、ベルリン州政府、バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行及びベルリン保証銀行提供資料、調査票回答及びヒアリングより作成

3.2 信用保証制度の基本方針・プロパー融資との関係

3.2.1 基本方針

保証銀行は、資金調達が難しい中小企業を保証によって支援する機能を有する。中小企業は担保不足であることが多く、大企業に比し信用力が低いため、金融機関から融資を受けることが難しい場合があるが、その際、保証銀行はその保証機能によって中小企業の信用を補完し、中小企業が行う資金調達の円滑化を図る。ベルリン保証銀行によると、そこには、「担保不足を理由に中小企業が融資を得ることができないことがあってはならない。収益性が認められるならば、たとえ担保不足であっても支援しよう」といった趣旨の考え方があるという。すなわち、保証銀行は担保ではなく事業に着目し、収益性の認められる中小企業を積極的に支援する方針を掲げている。なお、他の保証機関（制度）との政策的な棲み分けから、特に創業者や承継者への支援に注力している。詳しくは、「3.6.1 ドイツの保証額別保証制度」において説明する。

なお、バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行によると、ドイツでは、地域に根差した経済の担い手であるミッテルシュタントが振興の対象とされているように、保証銀行においても、「家族経営で独立性があり、その土地への忠誠心がある企業を支援しよう」という、ある種の哲学が存在するという点も指摘された。

3.2.2 政府と民間の関係

上記のほか、政府と民間の関係、つまり自由市場に対する政府の関わり方に関する考え方が3つ存在する。

(1) 官民連携 (Public Private Partnership, PPP)

- ・連邦政府、州政府、保証銀行、金融機関の官民4者間でリスク分担することで、レバレッジ効果と民間資本の利用が図られる。
- ・再保証者である政府のメリットは以下の2つが挙げられる。
 - ① 官民4者間でリスク分担ができ、各機関の損失を抑制することができる。
 - ② 役割分担により政策立案に集中でき、制度全体を俯瞰できる。

(2) 「自ら助くるものを助く」の精神

- ・ドイツ語で「Hilfe zur Selbsthilfe (自助のための支援)」という。
- ・金融機関及び商工団体といった民間機関からの出資で設立されている保証銀行が（自助機関として）保証する企業に対し、政府が再保証を実施する。すなわち、「出資者＝保証利用者」という相互扶助関係が成り立つことを背景に、政府は再保証によって支援するという、政府の立場を表現している。

(3) EU 国家補助規制

- ・ EU 単一市場の公正な競争維持を目的とした規制。
 - ・ 国家による過剰な補助は EU 域内全体の市場競争を歪める恐れがあると考えられているため、信用保証制度も遵守する必要がある。
- ① 保証割合は最大 80%に制限される。
 - ② 再保証料の非徴求は「隠れた補助金」とみなされる。
 - ③ 保証対象は原則 EU 基準の中小企業。ただし部分的に柔軟に対応できる^(※)。
- (※) 連邦政府からの通達に基づき、州政府が協議会で決定する。

3.2.3 プロパー融資との関係

金融機関及び中小企業は、保証銀行の保証を利用することで、一定のメリットを享受することができる。

(1) 金融機関のメリット

金融機関は、保証割合が最大 80%であることを背景に、融資額に対するリスク負担を少なくとも 20%まで軽減することができる。また、保証（再保証）部分については融資案件ごとの自己資本要件が緩和され、少ない自己資本でも融資額拡大を図ることが可能となる。

例えば、自己資本要件に基づき、プロパー融資（非保証部分）に要請される自己資本比率が 8%であった場合を想定する。自己資本比率の計算上、プロパー融資（非保証部分）の金額は 100%算入されるため、自己資本比率は 8%が要請される。それに対して、保証銀行の保証部分や連邦政府及び州政府の再保証部分の金額については、それぞれ 30%、0%の算入に留まり、要請される自己資本比率は 2.4%、0%まで低減される。

図表 3-2 プロパー融資（非保証部分）に要請される自己資本比率が 8%の場合の例示

非保証・保証・再保証	要請される自己資本比率
プロパー融資（非保証部分）	$8\% \times 100\% = 8\%$
保証銀行の保証部分	$8\% \times 30\% = 2.4\%$
連邦政府及び州政府の再保証部分	$8\% \times 0\% = 0\%$

出所) バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行提供資料及び保証銀行連合会資料¹¹より作成

(2) 中小企業のメリット

中小企業は、十分な担保を持たない場合や信用リスクが高い場合、または新規市場に参入する場合等であっても、保証によって金融機関のリスク負担割合が軽減されることを背景に、資金ア

¹¹ 保証銀行連合会, “Eigenkapitalunterlegung im Kreditgeschäft”, <https://vdb.ermoeglicher.de/de/ueber-uns/nutzliche-infos/eigenkapitalrechner/>, 2026 年 6 月最終閲覧

クセスを高めることが可能となる。

3.3 保証銀行

3.3.1 概要

ドイツの保証銀行は、英語で「Guarantee Bank」、ドイツ語で「Bürgschaftsbank, BB」といわれ、各 16 州それぞれ 1 機関が存在する。最も古い保証銀行は旧西ドイツ地域で 1953 年に設立され、旧東ドイツ地域では東西ドイツ統一後に設立された歴史がある。根拠法をユニバーサルバンクと同様に銀行法とし、ドイツ連邦銀行及びドイツ連邦金融監督庁の許可が必要である。金融機関及び商工団体を株主とする非営利の有限会社で、連邦政府及び州政府から財政措置はなく、再保証に基づき代位弁済を受けるのみである。州内を対象に主に保証業務を行うほか、保証銀行によっては企業分析サービスや事業承継支援としてのマッチングサービス等を提供する。職員数は各保証銀行によって異なるが、概ね 10 人から 160 人程度の規模となっている。

全保証銀行合計の保証債務残高は 65 億 2,630 万ユーロ（2025 年 12 月末時点）であり、企業数ベースの浸透率は約 1%となる。

図表 3-3 保証銀行の概要

英 語 名	Guarantee Bank（ドイツ語：Bürgschaftsbank, BB）
所 在 地	各 16 州
設 立	1953 年～
根 拠 法	銀行法（金融監督当局の許可（ユニバーサルバンクと同様））
監 督	銀行法に基づきドイツ連邦銀行及びドイツ連邦金融監督庁が監督 再保証者として連邦・州政府が監督
予 算	財政措置なし（ただし、連邦・州政府による代位弁済あり）
組 織 形 態	有限会社（非営利・民間自助機関）
保 証 以 外 の 業 務	企業分析サービス、事業承継支援等（州・機関により異なる）
株 主	金融機関、商工団体（連邦・州政府からの資金拠出なし）
職 員 数	各約 10～160 人規模
保 証 債 務 残 高	65 億 2,630 万ユーロ（全保証銀行合計、2025 年 12 月末時点）
中小企業への浸透率	約 1%（企業数ベース）

出所）保証銀行連合会、バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行及びベルリン保証銀行提供資料、調査票回答及びヒアリングより作成

なお、保証銀行連合会によると、保証銀行が非営利組織である所以には、以下の3つがある。

- ① 再保証料なし：連邦・州政府に対する再保証料が発生しない。
- ② 非課税：所得及び利子収入に対する課税がない。
- ③ 利益留保：無配当のため外部への資金流出がない。

3.3.2 ガバナンス

ガバナンスの面では、一般的な会社には設置されている株主総会等の機関とは別に、保証承諾委員会を設置することで保証承諾の的確性を担保し、ドイツ連邦銀行及びドイツ連邦金融監督庁による「二重管理原則」の下に必要な規制を遵守する。また内部監査のほか、金融監督当局への報告を行う必要がある。

図表 3-4 保証銀行のガバナンス体制

(1) 機 関 体 制	・株主総会、取締役・取締役会、監査役・監査役会 ・保証承諾委員会
(2) 二重管理原則	・ドイツ連邦銀行及びドイツ連邦金融監督庁の下で管理 (多くの資本要件規制の適用、コンプライアンス等)
(3) 監 査	・内部監査、ドイツ連邦銀行及びドイツ連邦金融監督庁への報告

出所) 保証銀行連合会提供資料、調査票回答及びヒアリングより作成

3.3.3 連合体及び関係会社

保証銀行は、その連合体として「保証銀行連合会（VDB）」を組織しているほか、関連会社として「中小企業投資会社（MBG）」を所有している。

保証銀行連合会は、保証銀行の共同代表機関として連邦政府との連絡調整等を行う。保証銀行に関する行政等への対外的ロビー活動やベストプラクティス等の情報提供などを担う。職員数は9名と少なく、保証銀行からの出向者はいない。

中小企業投資会社は、保証銀行、金融機関、商工団体を株主としている。事業承継の局面にある中小企業が増え、通常の融資とは異なる資本性の資金に対する需要が高まる中、資本強化に必要な資金供給を担う。

図表 3-5 保証銀行連合会の概要

機 関 名	英 語 : Association of German guarantee banks ドイツ語 : Verband Deutscher Bürgschaftsbanken (VDB)
体 制	保証銀行の共同代表機関（全職員9名）
業 務	連邦政府との連絡調整等の実施

出所) 保証銀行連合会提供資料、調査票回答及びヒアリングより作成

図表 3-6 中小企業投資会社の概要

機 関 名	英 語：SME-oriented investment company
	ドイツ語：Mittelständische Beteiligungsgesellschaft (MBG)
株 主	保証銀行、金融機関、商工団体
業 務	主に事業承継に伴う資本強化

出所) 保証銀行連合会提供資料、調査票回答及びヒアリングより作成

3.4 保証制度

3.4.1 保証銀行の保証制度

保証銀行は、ユニバーサルバンクが提供するプロパー融資、政策金融機関が提供する低利融資及び中小企業投資会社が提供するメザニン融資に対して保証を行う。提供する保証制度の内容は保証銀行ごとに異なるものの、大きくは「標準制度」、「独自制度」、「連邦統一制度」の3つの分類に整理することができる。

各保証銀行は、固定の保証料率による、事業資金全般に利用可能な制度をそれぞれ一つ設けており、少額保証の場合には迅速かつ簡素な手続きで保証承諾可能な制度も有している。これらの保証制度は標準制度に分類できる。

また、各保証銀行は、州開発銀行が提供する低利融資と連携し、いわゆる制度融資¹²という形で保証制度を設け、資金用途を特定した制度や保証料率を信用リスク別にした制度等を有する。州開発銀行以外にも、州政府・州政府関係機関、欧州投資基金（EIF）、中小企業投資会社（MBG）と連携し、政策目的等に応じて独自に保証制度を開発する。これらの保証制度は独自制度に分類できる。

さらに、すべての保証銀行共通で設けている保証制度には、復興金融公庫の融資と連携したスタートアップ・事業承継向け制度、ドイツ連邦リース企業協会と連携したリース向け制度、欧州投資基金と連携した農業向け制度の3つがある。これらの保証制度は連邦統一制度に分類できる。

保証銀行は、新たな保証制度を自律的に導入することが可能であるが、一部変更に伴い政府承認を得ることが必要な場合もある。

保証制度の分類は図表 3-7 のとおりである。詳しくは、「3.4.4 具体的な保証制度」において説明する。

¹² 保証銀行、州開発銀行(州政府の政策金融機関)及び金融機関の3者が連携した融資となることから、いわゆる日本の信用保証協会、地方自治体及び金融機関の3者が連携した制度融資に相当するものとして、整理したもの。

図表 3-7 保証制度の分類

分類	概要
標準制度	各保証銀行において固定の保証料率を定めた全般的な制度 (少額保証には迅速かつ簡素な制度あり)
独自制度	州開発銀行と連携した低利融資向け制度
	州開発銀行以外と連携した制度(州政府・州政府関係機関、欧州投資基金、中小企業投資会社)
連邦統一制度	復興金融公庫の融資と連携したスタートアップ・事業承継向け制度(別枠100%保証)
	ドイツ連邦リース企業協会と連携したリース向け制度
	欧州投資基金と連携した農業向け制度

出所) 保証銀行連合会、バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行及びベルリン保証銀行提供資料、調査票回答、ヒアリング及び制度関係資料^{13, 14, 15, 16, 17, 18, 19}より作成

3.4.2 中小企業投資会社のメザニン融資

保証銀行の関連会社である中小企業投資会社は、匿名組合型のメザニン融資のほか、公開型のベンチャーキャピタルの金融手法により、中小企業に対して資金供給を行っている。主に提供しているのはメザニン融資であり、保証銀行はそれに対して保証を行っている。メザニン融資はEUのルールにおいて倒産時劣後する取り扱いであり、実質自己資本として機能する。

このメザニン融資を利用することによる中小企業の主なメリットは以下のとおりである。

- ・ニュートラルパートナー：起業家は「オーナー」であり続ける
- ・株式取得なし、コストのかかる企業評価は不要
- ・企業の事業運営方針に干渉しない
- ・疑似資本による長期的な資金供給(最大250万ユーロ)
- ・利益志向ではなく中小企業志向
- ・自己資本強化により、バランスシート適正化、格付け改善、調達コスト低減が可能
- ・与信機関との債務資本の拡充

¹³ バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行, “SERVICE & DOWNLOADS - Bürgschaftsprogramme, Unser Angebot in Baden-Württemberg”, <https://bw.ermoeglicher.de/de/ueber-uns/service-downloads/produktliste/>, 2026年6月最終閲覧

¹⁴ バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行, “SERVICE & DOWNLOADS - Dokumente, Downloads, Flyer & Produktdatenblätter”, <https://bw.ermoeglicher.de/de/ueber-uns/service-downloads/downloads/>, 2026年6月最終閲覧

¹⁵ ベルリン保証銀行, “SERVICE & DOWNLOADS - ÜBERSICHT DER PRODUKTE, Unser Angebot”, <https://be.ermoeglicher.de/de/ueber-uns/service-downloads/unsere-produkte/>, 2026年6月最終閲覧

¹⁶ ベルリン保証銀行, “SERVICE & DOWNLOADS - Dokumente, Downloads, Factsheets zu unseren Programmen”, <https://be.ermoeglicher.de/de/ueber-uns/service-downloads/dokumente/>, 2026年6月最終閲覧

¹⁷ ドイツ保証銀行, “ERP-Förderkredit Gründung und Nachfolge”, <https://kapital.ermoeglicher.de/de/>, 2026年6月最終閲覧

¹⁸ ドイツ保証銀行, “Leasingbürgschaft”, <https://leasing-buergschaft.ermoeglicher.de/de/>, 2026年6月最終閲覧

¹⁹ ドイツ保証銀行, “Agrar-Bürgschaft”, <https://agrar.ermoeglicher.de/de/produkt/>, 2026年6月最終閲覧

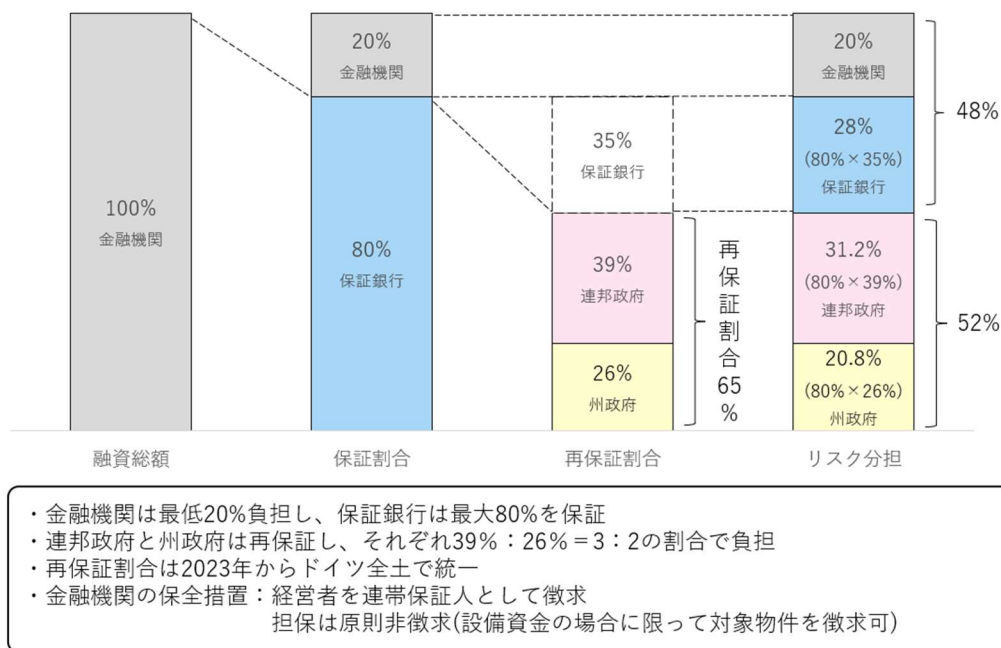
3.4.3 保証によるリスク分担

保証銀行が提供するすべての保証制度には、共通して適用される原則が2つある。それらは、保証限度額が「最大200万ユーロ」ということと、保証割合が「最大80%」ということである。保証割合は金融機関と保証銀行の間のリスク分担割合を規定し、連邦・州政府の再保証によるリスク分担割合をも決定づける。なお、連邦・州政府の再保証割合は65%と定められ、結果として連邦政府と州政府との再保証部分のリスク分担割合は「39%：26%」となる。

例えば、保証割合が80%の場合を想定すると、融資総額100%のリスクに対して、まず保証により金融機関が20%、保証銀行が80%のリスクを分担する。さらに再保証により、保証銀行が分担した80%の部分に対して、保証銀行が35%、連邦政府が39%、州政府が26%のリスクを分担する。最終的に、金融機関が20%、保証銀行が28%（80%×35%）、連邦政府が31.2%（80%×39%）、州政府が20.8%（80%×26%）のリスクを分担することになる。金融機関及び保証銀行を民間資本、連邦・州政府を公的資本とすると、リスク分担割合は、民間資本48%（20%+28%）、公的資本52%（31.2%+20.8%）となり、リスクを官民で概ね半分ずつ負担していると言える。

ベルリン保証銀行によると、金融機関は、保全措置として経営者を連帯保証人として徴求している。担保については、金融機関の提案に基づき、資金使途に合わせて可能な限り設定されるものの、そもそも中小企業は担保不足を理由に保証を利用しており、また日々の経常的な資金繰り状況は金融機関（特にハウスバンク）が十分に把握できていることから、特に運転資金の場合は原則非徴求とされる。ただし、設備資金の場合にはその対象物件が担保として徴求されることがある。

図表 3-8 制度関係者間のリスク分担（保証割合が80%のケース）



出所) バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行提供資料、調査票回答及びヒアリングより作成

3.4.4 具体的な保証制度

今回調査した保証銀行は、バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行とベルリン保証銀行である。バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行は、旧西ドイツ地域に所在するドイツ最大の保証債務残高を有する保証銀行であり、ベルリン保証銀行は、旧東ドイツ地域に所在する中規模の保証銀行である。提供している保証制度の数は、バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行では 9 制度、ベルリン保証銀行では 11 制度ある。

以下、両保証銀行の有する保証制度の内容について紹介する。

(1) 標準制度

バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行及びベルリン保証銀行の標準制度は、ともによく利用されている制度である。日本の信用保証協会が提供している標準的な制度である一般保証と比較すると図表 3-9 のとおりである。

図表 3-9 標準制度の概要（日本との比較）

	バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行	ベルリン保証銀行	信用保証協会
主な標準制度	BBBW Standardprogramm	BBB classic	一般保証
対象	中小企業 ^(注)	中小企業 ^(注)	中小企業
資金使途	①運転資金、②設備資金	①運転資金、②設備資金	運転資金、設備資金
保証限度額	200万ユーロ	200万ユーロ	融資限度額 普通保証：200百万円 無担保保証：80百万円
保証割合	50～80%	最大70% (特例で80%まで可能)	80%
保証料 〔毎年前払い〕	融資残高×1.0%	融資残高×1.75%	融資額×0.45～1.90%
手数料 〔申込時のみ〕	保証額×1.0%	融資額×1.5%	—
保証料・ 手数料負担	借入企業	借入企業	—
最長保証期間	①：10年 ②：機械15年、不動産23年	①：8年 ②：機械15年、不動産23	保証協会による
再保証割合	連邦政府：39% 州政府：26%	連邦政府：39% 州政府：26%	日本公庫：保証割合×70～80%
再保証料	なし	なし	保険料：0.25～1.69%
リスク分担割合	【保証割合80%の場合】 金融機関：20.0% 保証銀行：28.0% 連邦政府：31.2% 州政府：20.8%	【保証割合70%の場合】 金融機関：30.0% 保証銀行：24.5% 連邦政府：27.3% 州政府：18.2%	【保証割合80%の場合】 金融機関：20.0% 保証協会：16.0% 日本公庫：64.0%

(注) 中小企業：EU 基準に定める従業員数 249 人以下等に該当し、州内に所在または投資する中小企業
出所) バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行及びベルリン保証銀行提供資料、調査票回答、ヒアリング及び制度関係資料^{20, 21, 22}より作成

²⁰ バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行，“Bürgschaftsprogramm, BBBW Standardprogramm”，<https://bw.ermoeglicher.de/de/ueber-uns/service-downloads/produktliste/bbbw-standardprogramm/>，2026 年 6 月最終閲覧

²¹ バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行，“Standardprogramm”，https://bw.ermoeglicher.de/media/documents/Produktdatenblatt_BB_Standardprogramm_-_2023_Druck.pdf，2026 年 6 月最終閲覧

²² ベルリン保証銀行，“Bürgschaftsprogramm, BBB classic”，<https://be.ermoeglicher.de/de/ueber-uns/service-downloads/unsere-produkte/bbbclassic/>，2026 年 6 月最終閲覧

ベルリン保証銀行には、より迅速に保証を提供する制度「BBB-Express」があり、その概要は図表 3-10 のとおりである。

図表 3-10 ベルリン保証銀行の BBB-Express の概要

保証制度	BBB-Express
対象	設立から3年以上経過したベルリンで事業を営む企業（フリーランス含む）
資金使途	運転資金、設備資金（借換及び再建は対象外）
保証限度額	融資限度額25万ユーロ
保証割合	70%

出所) ベルリン保証銀行制度関係資料^{23, 24}より作成

この制度において、保証銀行はオンライン申請により保証申込を受けると、5 営業日以内に保証書を発行する。なお、中小企業は、「5 ポイントチェック」を用いて、保証申込に必要なすべての条件を満たしているかについて確認することができる。

図表 3-11 BBB-Express における 5 ポイントチェック

項目	内容
1	・ 1 会計年度分の決算書が提出されていること（18 ヶ月以内のもの） ・ 持分買収がないこと（株主に変動なし）
2	・ 資産超過であること
3	・ 黒字であること（最低 1 ユーロ） ・ キャッシュフローにより資金返済能力が確保されていること
4	・ 適正な口座管理が行われ、ネガティブ事象がないこと （督促状、差押、30 日超の延滞、逮捕状等）
5	・ Creditreform 指数 ^(※) が 300 未満であること

(※) 企業信用調査会社クレジットリフォーム社（Creditreform 社）が提供する信用リスク評価指数
出所) ベルリン保証銀行資料^{23, 24}より作成

²³ ベルリン保証銀行，“Bürgschaftsprogramm, BBB-Express”，<https://be.ermoeglicher.de/de/ueber-uns/service-downloads/unsere-produkte/bbb-express/>, 2026 年 6 月最終閲覧

²⁴ ベルリン保証銀行，“BBB-Express-Kurzinformation”，https://be.ermoeglicher.de/media/documents/BBB-Express_Factsheet_01_1.pdf, 2026 年 6 月最終閲覧

(2) 独自制度

バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行によると、以下の3つが主な独自制度として挙げられる。

図表 3-12 バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行の主な独自制度の概要

主な保証制度	BBBW L-Bank-Kombi-Bürgschaft ^(注2)	BBBW Startfinanzierung ^(注2)	InvestEU-Programm ^(注3)
対象	中小企業 ^(注1)	創業者・承継者	中小企業・中小型企业 ^(注1)
資金使途	①運転資金、②設備資金	創業・承継資金	E U政策目標に資する資金
保証限度額	200万ユーロ	事業計画総額 【個人】 最大 25万ユーロ 【共同(最大4名)】 最大100万ユーロ (融資限度額: 20万ユーロ/人)	200万ユーロ (融資限度額: 400万ユーロ)
保証割合	50%	80%	①: 50%、②: 70%
保証料 (毎年前払い)	融資残高×0.30%~1.50% (信用リスク別9段階)	融資残高×1.0%	①: 融資残高×0.580%~0.980% ②: 融資残高×0.700%~1.251% (信用リスク別5段階)
手数料 (申込時のみ)	保証額×1.0%	保証額×1.0% (最低200ユーロ)	保証額×1.0%
保証料・ 手数料負担	借入企業	借入企業	借入企業
最長保証期間	①: 10年 ②: 機械15年、不動産23年	5年 (据置0/1/5年) 8年、10年 (据置0/1/2年)	3か月~12年
再保証割合	連邦政府: 39% 州政府: 26%	連邦政府: 39% 州政府: 26%	EIF ^(注1) : 最大70%
再保証料	なし	なし	あり
リスク分担割合	【保証割合50%】 金融機関: 50.0% 保証銀行: 17.5% 連邦政府: 19.5% 州政府: 13.0%	【保証割合80%】 金融機関: 20.0% 保証銀行: 28.0% 連邦政府: 31.2% 州政府: 20.8%	【保証割合70%の場合】 金融機関: 30.0% 保証銀行: 21.0% EIF(最大70%): 49.0%

(注1) 中小企業: EU 基準に定める従業員数 249 人以下等に該当し、州内に所在または投資する中小企業

中小型企业: EU が新設した基準及び従業員数が最大 500 人に該当する企業

EIF: 欧州投資基金

(注2) バーデン・ヴュルテンベルク州政府全額出資の政策金融機関「バーデン・ヴュルテンベルク州開発銀行 (L-Bank)」と連携した制度

(注3) 欧州投資基金 (EIF) と連携した制度

出所) バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行提供資料、調査票回答、ヒアリング及び制度関係資料^{25, 26, 27, 28, 29}より作成

ベルリン保証銀行には、「Berlin Start」という独自制度がある。これは、ベルリン州政府全額出資の政策金融機関 IBB 等と連携した制度である。創業7年以内で、EU 基準に定める従業員数 249 人以下等に該当し、州内に所在または投資する中小企業が対象となる。中小企業は、創業・承継資金を使途として、融資限度額 150 万ユーロ (最低 5 千ユーロ) を上限に事業計画総額の最大 100%

²⁵ バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行, “Bürgschaftsprogramm, BBBW L-Bank-Kombi-Bürgschaft50”, <https://bw.ermoeglicher.de/de/ueber-uns/service-downloads/produktliste/bbbw-l-bank-kombi-b%C3%BCrgschaft50/>, 2026 年 6 月最終閲覧

²⁶ バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行, “L-Bank Kombi-Bürgschaft50”, https://bw.ermoeglicher.de/media/documents/Produktdatenblatt_BB_L-Bank-Kombi50_-_2023_Druck.pdf, 2026 年 6 月最終閲覧

²⁷ バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行, “Bürgschaftsprogramm, Startfinanzierung80”, <https://bw.ermoeglicher.de/de/ueber-uns/service-downloads/produktliste/bbw-startfinanzierung80/>, 2026 年 6 月最終閲覧

²⁸ バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行, “Startfinanzierung80”, https://bw.ermoeglicher.de/media/documents/Produktdatenblatt_BB_Startfinanzierung80_-_12.2025.pdf, 2026 年 6 月最終閲覧

²⁹ バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行, “InvestEU-Programm”, https://bw.ermoeglicher.de/media/documents/2025-05-19_Produktdatenblatt_BB_InvestEU.pdf, 2026 年 6 月最終閲覧

まで資金調達することが可能であり、保証期間は6～10年（据置期間最大2年）とされる。

(3) 連邦統一制度

連邦統一制度には、復興金融公庫の融資と連携したスタートアップ・事業承継向け制度がある。これは、1人当たり融資限度額50万ユーロの範囲において、通常の保証限度額200万ユーロとは別枠扱いで、保証割合が100%（再保証割合80%）まで拡大される制度である。制度の概要は図表3-13のとおりである。

図表 3-13 復興金融公庫の融資と連携したスタートアップ・事業承継向け制度の概要

保証制度	ERP-Förderkredit Gründung und Nachfolge ^(注)
対象	ドイツ国内に所在する創業5年以内の個人事業主（自然人）
資金用途	創業・承継資金
保証限度額	融資限度額：50万ユーロ／人（事業計画総額の最大35%） （保証限度額200万ユーロと別枠で利用可）
保証割合	100%
保証料 〔毎年前払い〕	保証銀行向け：融資額×1.01% 連邦政府向け：融資額×0.98%
手数料 〔申込時のみ〕	750ユーロ
保証料・ 手数料負担	借入企業
最長保証期間	10年（据置2年）または15年（据置5年）
再保証割合	連邦政府：保証割合×80%
再保証料	借入企業が連邦政府向け保証料として負担
リスク分担割合	【保証割合100%】 保証銀行 20.0% 連邦政府 80.0%

（注）連邦・州政府出資の政策金融機関「復興金融公庫（KfW）」と連携した制度
出所）ドイツ保証銀行、バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行及び復興金融公庫制度関係資料^{17,30,31}より作成

連邦統一制度には、上記のほか、ドイツ連邦リース企業協会と連携したリース向け制度「Leasing-Bürgschaft¹⁸」があり、これは、保証限度額200万ユーロの範囲で、リース契約限度額285.7万ユーロ（保証割合70%）から400万ユーロ（保証割合50%）まで対応する。

また欧州投資基金と連携した農業向け制度「Agrar-Bürgschaft¹⁹」は、保証限度額75万ユーロ

³⁰ バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行，“ERP Förderkredit Gründung und Nachfolge”，
https://bw.ermoeglicher.de/media/documents/Produktdatenblatt_ERP_F%C3%B6rderkredit_Gr%C3%BCndung_und_Nachfolge.pdf,
2026年6月最終閲覧

³¹ 復興金融公庫，“Joint press release by KfW, German guarantee banks, BMWK and BMF”，https://www.kfw.de/About-KfW/Newsroom/Latest-News/Pressemitteilungen-Details_826944.html, 2026年6月最終閲覧

の範囲で、融資限度額 107.1 万ユーロ（保証割合 70%）から 150 万ユーロ（保証割合 50%）まで対応する。

(4) 保証制度の総括

これまで紹介した具体的な保証制度を「3.4.1 保証銀行の保証制度」で説明した 3 つの分類に整理すると、図表 3-14 のとおりである。

図表 3-14 バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行（BBBW）及びベルリン保証銀行（BBB）が有する個別保証制度の分類（3 分類）

分類	保証制度	
標準制度	【BBBW】 ・ BBBW Standardprogramm	【BBB】 ・ BBB classic ・ BBB-Express
独自制度	【BBBW】 ・ BBBW L-Bank-Kombi-Bürgschaft50 ・ BBBW Startfinanzierung80 ・ InvestEU-Programm	【BBB】 ・ Berlin Start
連邦統一制度	【BBBW・BBB（全保証銀行共通）】 ・ ERP-Förderkredit Gründung und Nachfolge ・ Leasing-Bürgschaft ・ Agrar-Bürgschaft	

出所) 保証銀行連合会、バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行及びベルリン保証銀行提供資料、調査票回答、ヒアリング及び制度関係資料¹³⁻³¹より作成

これら保証制度の対象に該当する中小企業は、複数制度を利用することはできるが、保証限度額を超えることはできない。保証限度額は、中小企業の事業変革に伴う新規資金需要への対応を目的として、段階的に引き上げられており、2025 年末時点では 200 万ユーロとなっている。これは、保証銀行連合会によると 2022 年までは 125 万ユーロ、2015 年までは 100 万ユーロであった。

また、保証割合は、保証承諾委員会の決議を経て、保証申込案件ごとに概ね 50%～80%の 10% 刻みで設定される。ベルリン保証銀行によれば、保証割合の下限が 50%となるのは、復興金融公庫の中小企業向け低利融資において、復興金融公庫が信用リスクの 50%を負担する制度があり、競合するためである³²。

これら保証制度について、特に資金使途の具体例、保証限度額、保証割合をまとめると図表 3-15 のとおりとなる。

³² 復興金融公庫, “ERP-Förderkredit KMU”, [https://www.kfw.de/inlandsfoerderung/Unternehmen/Gr%C3%BCndung-und-Nachfolge/F%C3%B6rderprodukte/ERP-F%C3%B6rderkredit-KMU-\(365-366\)/](https://www.kfw.de/inlandsfoerderung/Unternehmen/Gr%C3%BCndung-und-Nachfolge/F%C3%B6rderprodukte/ERP-F%C3%B6rderkredit-KMU-(365-366)/), 2026 年 6 月最終閲覧

図表 3-15 資金使途の具体例・保証限度額・保証割合

資金使途	【創業】 (新規事業・フランチャイズ)	設備資金 運転資金 市場開拓費用など
	【承継】 (完全買収・MBO・MBI)	株式買収費用 のれん代 株主配当など
	【既存事業】	事業拡大費用 移転費用 開発費用 市場開拓費用 運転資金など
	【イノベーション】	研究開発費用 革新的製品の市場投入費用など
	【事業変革】	エネルギー効率化 合理化 近代化 循環型経済への取組など
保証限度額	200 万ユーロ（2022 年までは 125 万ユーロ、2015 年までは 100 万ユーロ） ただし、ERP-Förderkredit Gründung und Nachfolge の場合は別枠	
保証割合	最大 80%（保証申込案件ごとに概ね 50%～80%の 10%刻みで設定） ただし、ERP-Förderkredit Gründung und Nachfolge の場合は 100%	

出所）保証銀行連合会提供資料及びドイツ保証銀行制度関係資料¹⁷より作成

3.5 保証手続き

3.5.1 一般的な保証付融資の流れ（申込～融資実行）

通常、中小企業が保証付融資を申込み、最終的に金融機関が融資を実行するまでの流れは、以下のとおり（1）～（4）に整理することができる。

（1）中小企業による融資申込～金融機関から保証銀行への保証相談申込

まず、中小企業が金融機関に事業計画を提出し、融資申込を行うことから始まる。それを受け、金融機関は信用調査を実施する。金融機関は、担保が不足するためプロパー融資は難しいと判断した場合、保証銀行の保証の利用を検討する。検討の結果として保証銀行に対して保証相談を行い、保証銀行が取り上げ可能と判断した場合には、金融機関は正式に保証申込を行う。なお、中小企業が政策金融機関の低利融資を調達する場合にも、一次窓口である金融機関を経由してその申込みがなされる。

(2) 保証銀行による保証審査～保証銀行から保証承諾委員会への案件提出

保証銀行は、実際に申込を受けた後、その案件の審査担当者を割り当てる。案件を割り当てられた審査担当者は、必要な資料を申込企業から徴求し、必要に応じ現地調査も行いながら保証審査を進める。

徴求する資料は図表 3-16 のとおりである。

図表 3-16 申込企業から徴求する資料

・財務情報（直近実績 3 年度・当年度）	・既往債務の返済スケジュール
・事業計画	・経営者の財務状況
・資金繰り計画／資金調達計画	・商工団体からの肯定的陳述
・収益予測（ベスト／ワーストケース）	・重要な契約 等

出所）保証銀行連合会提供資料より作成

保証銀行では、資料の審査に併せて、独自の信用格付システムである「VDB レーティングシステム」を使用する。このシステムの信用格付による評価は、保証条件の決定に必要な要素の一つとして機能する³³。このシステムは、中小企業をリスク別に 13 区分で判定し、売上等の業界内での位置づけを把握することに活用される。また、市場の競争原理を重んじ、企業への過剰な補助や優遇を規制する EU 国家補助規制を遵守するためにも活用される。なお、このシステムは、保証銀行連合会が開発して全保証銀行に提供するもので、ドイツ国内 98%の中小企業データを保有し、スタートアップの格付けも可能であることを強みとする。

審査担当者は、低利融資（いわゆる制度融資³⁴）の場合には、政策金融機関とも連携しながら審査にあたり、その結果、保証可能と判断すると、その案件を保証承諾委員会に提出する。

(3) 保証承諾委員会による承諾可否決議～保証決定の通知

保証承諾委員会に提出された案件は、審査担当者による審査結果のプレゼンテーションを経た後、保証の承諾可否について最終的な意思決定が決議される。そこで可決された案件は保証決定となり、保証銀行に通知される。

保証承諾委員会は、再保証者である連邦・州政府の財務省及び経済省から 1 名ずつの計 4 名、出資者である金融機関及び商工団体からの各数名によって構成される。例えば、ベルリン保証銀行の場合は合計 10 名で構成されている。

委員会で検討されるポイントは、ビジネスモデル、資金繰り、担保、コベナンツ、経営者の経歴であり、構成委員はそれぞれ異なる立場に応じた観点を重視して判断にあたる。連邦・州政府

³³ 保証銀行連合会によれば、信用格付の結果が保証割合などの条件の決定に直結することはないとしている。

³⁴ 保証銀行、連邦・州政府の政策金融機関及び金融機関の 3 者が連携した融資となることから、いわゆる日本の信用保証協会、地方自治体及び金融機関の 3 者が連携した制度融資に相当するものとして、整理したもの。

は雇用、税、経済効果、EU との関係を、金融機関は信用リスク、担保を、商工団体は能力・専門性の有無を重視する。

決議方法はいわゆる多数決であり、構成委員の半数以上の賛成によって保証決定される。連邦政府と州政府は完全拒否権を有し、州政府は自ら参加するとともに、連邦政府を代理する点が特徴的である。保証決定に際しては、保証額や保証割合、コベナントなど必要な内容や条件が決定される。すなわち、機械的に既定条件に当てはめられるのではなく、話し合いによって案件それぞれの条件が決まることになる。コベナントについてはオーダーメイドで設定される。その具体例としては、一定期間の利益留保や専門アドバイザーの役員招聘、事業所の賃貸契約締結後の払い出しなどがある。

委員会は 2 週間に 1 回の頻度で開催される。保証銀行は委員会開催の 1 週間前までに、申込みを受けた 1 週間分の審査書類を事前に委員に送付し、委員は事前に内容を確認してから委員会に参加する流れとなる。なお、少額保証の場合には委員会は開催されず、保証銀行及び州財務省のみで随時、保証承諾可否が決定される。

図表 3-17 保証承諾委員会の概要

属性	構成委員(人数) ^(※)	重視する観点	検討ポイント
再保証者	連邦・州政府 (財務省及び経済省各 1 名／計 4 名)	雇用、税、経済効果、EU との関係	・ビジネスモデル ・資金繰り ・担保 ・コベナント ・経営者の経歴
出資者	金融機関（数名）	信用リスク、担保	
	商工団体（数名）	能力・専門性の有無	

(※) 保証制度により構成委員が変わる場合あり
出所) ベルリン保証銀行ヒアリングより作成

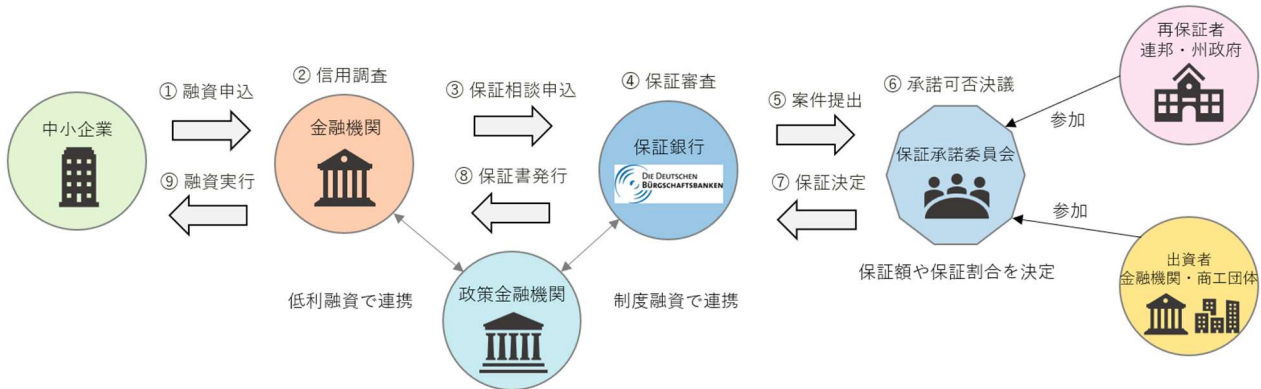
ベルリン保証銀行によれば、保証承諾委員会の承諾率は極めて高く、約 99% とほぼすべての案件が保証決定となっている。その背景には、保証銀行の審査担当者による厳格な審査があり、案件提出を受けた委員はその審査結果を信用しているからこそ、高い承諾率となっているという。具体的には、保証承諾委員会に金融機関から保証銀行へ事前相談があったもののうち約 20% がそこで取下げとなり、残り約 80% が正式に申込みされ、さらにその後、審査担当者が審査を行ったもののうち約 20% が謝絶となり、約 80% が保証承諾委員会へ提出され、そのうち約 99% が保証決定されるという。したがって、仮に、事前相談も含めた保証手続き全体を通じた承諾率を計算すると、 $80\% \times 80\% \times 99\% = \text{約 } 63\%$ となる。

(4) 保証銀行による保証書発行～金融機関による融資実行

保証承諾委員会で保証が決定された後、保証銀行は保証書を金融機関に対して発行する。金融機関は、その保証書に基づき保証付融資を中小企業に対して実行する。

この流れを図示すると、図表 3-18 のとおりである。

図表 3-18 保証付融資の手続きフローチャート



出所) 保証銀行連合会、バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行及びベルリン保証銀行提供資料、調査票回答及びヒアリングより作成

3.5.2 保証銀行に対し直接に保証を申込み場合

以上のように、一般的な手順として金融機関を経由して保証を申込み方法がある一方、中小企業が直接保証銀行に対して保証の申込みを行う方法もある。中小企業は、保証銀行が提供している直接申込用のポータルサイトからオンライン申請することが可能である。この方法は、主にハウスバンク（日本のメインバンクに相当）にあたるような取引関係の深い金融機関を持たない企業の場合に利用される。ただし、保証銀行連合会によれば、保証利用者のうち約 9 割が金融機関を経由して申込んでおり、直接申込を行う中小企業は 1 割程度に留まる。

3.6 再保証

3.6.1 ドイツの保証額別保証制度

ドイツの保証制度を、再保証も含めたリスク分担の観点からみると、保証額に応じて 3 段階に分けられる。まず、これまで述べてきた保証銀行の保証は、保証額として 200 万ユーロを上限としたもので、これが 1 段階目の保証制度である。この場合、連邦・州政府は、間接保証の形で保証銀行向け再保証を提供する。一方、保証額が 200 万ユーロを超える場合には、さらに 2 種類の保証制度がある。2 段階目は州政府・州開発銀行の保証、3 段階目は大口保証であり、いずれも直接保証の形で提供される。

州政府・州開発銀行の保証は、保証額を 200 万ユーロ超とし、州政府及び／又は州開発銀行がリスクを分担する。大口保証は、保証額を 2,000 万ユーロ超として、連邦・州政府が 50% ずつリスクを分担するもので、経済構造上の課題を抱える地域のみが利用することが可能である。

すなわち、ドイツの保証制度におけるリスク分担については、再保証まで含めて考えると、企業の規模に基づいて利用可能な保証制度が規定されているのではなく、保証額の規模に基づいて規定されていることがわかる。そのため連邦政府によれば、保証銀行の保証を利用するのは、保証額 200 万ユーロ以下の保証を必要とする企業であり、それは必然的に中小企業の規模になるという。保証額 200 万ユーロを超える資金需要のある企業、つまり相応に規模の大きな企業は、州

政府・州開発銀行の保証や大口保証を利用することになるという。

図表 3-19 ドイツの保証額別保証制度（3段階）

	保証銀行の保証	州政府・州開発銀行の保証	大口保証
保証額	200 万ユーロ	200 万ユーロ超	2,000 万ユーロ超 (経済構造上の課題を抱える 地域のみ)
保証割合	融資額の最大 80% (金融機関は融資額の少なくとも 20%を負担)		
保証額に対する リスク分担	保証銀行：35% 連邦政府：39%（再保証） 州政府：26%（再保証）	州政府及び／又は州開発銀行 が負担	連邦政府：50% 州政府：50%

出所) 連邦政府提供資料より作成

3.6.2 根拠法と事業規模・予算

前述した 3 つの保証制度については、連邦・州政府の予算法を根拠法とし、財務省が法律を所管し予算権限を有する。

連邦政府では、2025 年度は同政府の「2025 年度予算法」に基づき、連邦政府が保証できる金額、いわゆる事業規模としての保証総限度額が第 3 条の「保証権限」に定められている。連邦政府が保証できる分野は多岐にわたっており、そのうちの一つとしてこの第 5 号には「国内経済の振興」が定められている。

また、予算法に紐づいている個別計画である「2025 年度個別計画 32（連邦債務）3208 章保証債務」には、第 5 号「国内経済の振興」の一つとして「他に資金調達手段がなく、かつ当該措置の実施に一般的な国民経済上の利益がある場合における商工業及び自由職業者の振興」が規定されており、これが保証銀行向け再保証に該当する。

図表 3-20 事業規模

(単位：百万ユーロ)

2025年度予算法		2025年度 個別計画32（連邦債務）3208章 保証債務	
第 3 条 保証権限	2025年度予算		
保証総限度額	1,011,710	⇒	他に資金調達手段がなく、かつ当該措置の実施に一般的な国民経済上の利益がある場合における商工業および自由職業者の振興 ⇒ 保証銀行向け再保証
【うち】	650,000		
第 5 号 国内経済の振興			
		2025年度 再保証額(実績) (2025年6月時点)	2,380

出所) 連邦政府提供資料、調査票回答、ヒアリング及び予算関係資料³⁵より作成

³⁵ 連邦政府, “Gesetz über die Feststellung des Bundeshaushaltsplans für das Haushaltsjahr 2025”, “Bundeshaushaltsplan 2025 Einzelplan 32 Bundesschuld”

また、「2025 年度予算法」の第 1 条「予算確定」には連邦政府の収入支出総額が定められ、また、「2025 年度個別計画 32（連邦債務）3208 章保証債務」には全保証債務に関する収入支出額が規定されている。連邦政府によると、保証銀行向け再保証の予算は収支が赤字となっている。

図表 3-21 予算

（単位：千ユーロ）

2025年度予算法		2025年度 個別計画32（連邦債務）3208章 保証債務		保証銀行向け再保証	
第 1 条 予算確定	2025年度予算	全保証債務	2025年度予算	保証銀行向け再保証	2025年度予算
収入支出総額	502,546,135	収入	1,180,000	収入	11,000
		支出	3,930,000	支出	86,000
		収支	▲2,750,000	収支	▲75,000

出所）連邦政府提供資料、調査票回答、ヒアリング及び予算関係資料³⁵より作成

3.6.3 保証銀行向け再保証

(1) 再保証宣言

連邦・州政府と保証銀行の間の再保証関係は、両者による「再保証宣言」に規定されている。再保証宣言は、連邦政府と各保証銀行、各州政府と保証銀行との間で定められており、保証人及び被保証人、再保証要件、有効期間、連邦政府の権利義務に係る州政府による信託管理等が規定されている。再保証宣言の有効期間は 5 年間（現行 2023 年～2027 年）で、保証銀行ごとに再保証総限度額が設定されている。この規定に基づき、連邦政府は州政府に対して権利義務を信託しているため、保証承諾委員会において州政府は連邦政府を代理することになる。なお、再保証宣言は、保証銀行の保証を再保証するための包括的な基本原則を定めたものであり、保証銀行の提供する個別の保証制度の内容までは言及していない。あくまで個別の保証制度は、再保証宣言の範囲内で各保証銀行が設計するものとなっている。

再保証宣言は、連邦・州政府それぞれにおいて、プロパー融資・低利融資用、中小企業投資会社メザニン融資用の 2 種類があり、概ね同じ章立てで構成されている。州政府のプロパー融資・低利融資用の場合、再保証宣言の概要は図表 3-22 のとおりとなる。なお、連邦政府用の場合は「連邦権利義務の州による信託管理」について、中小企業投資会社メザニン融資用の場合は「投資会社の清算及び配当」について追加的に言及されている点が異なる。

図表 3-22 再保証宣言の概要（州政府のプロパー融資・低利融資用の場合）

章番号	章立て
1	保証人及び被保証人
2	再保証要件（保証総限度額等）
3	保証銀行の義務
4	再保証に基づく履行義務及び債権移転
5	保証銀行の清算
6	再保証宣言の有効期間
7	履行地及び管轄裁判所

出所）バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行資料³⁶より作成

(2) リスク管理

連邦・州政府は、再保証者として定期的なリスク管理を行っている。連邦政府を例にすると、全保証銀行の平均値や平均偏差（各保証銀行の値と平均値の絶対偏差の合計を値の件数で割ったもの）をベンチマークに、各保証銀行の数値を分析している。

連邦政府は、リスク管理を行う中、もし万が一保証銀行のデフォルト額（貸倒額）が一定額以上となった場合には、まず信託相手である州政府に対して状況確認を行う。さらに必要に応じて保証銀行連合会に対して同様に状況確認を行う。それでも不十分な場合には、保証銀行に対し直接コンタクトし、説明を要請する。説明を受けた結果、それが十分と認められれば追認されることになる。なお、連邦政府によれば、非常に稀に追認まで至るケースも存在するが、追認を超えて是正措置等の厳しい措置がとられたことは一度もないとしている。

保証銀行から報告を受けるリスク指標報告書の概要は図表 3-23 のとおりである。

³⁶ バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行，“Rückbürgschaftserklärung Bund 2023-2027”，“Rückbürgschaftserklärung Land 2023-2027”，“Rückgarantieerklärung Bund 2023-2027”，“Rückgarantieerklärung Land 2023-2027”

図表 3-23 リスク指標報告書（連邦政府）

	項目	補足
1	年間純損益 ^(※)	当年度の損益に加え、財務基盤（責任準備金）の状況も併せて確認
2	保証債務残高 ^(※)	件数及び金額
3	保証総限度額の期末利用状況	保証総限度額に対する利用割合
4	貸倒率 ^(※)	報告期間中の貸倒支払総額を報告期間開始時点の保証債務残高で除した比率
5	保証承諾後の年次別貸倒状況 ^(※)	保証承諾額、貸倒額／貸倒率、回収金額、正味貸倒額／正味貸倒率
6	リスク密度 ^(※)	報告期間末時点における責任準備金と、保証銀行の自己負担額（再保証による政府負担分控除後）の比率
7	レバレッジ率 ^(※)	総債務残高と自己資本の比率
8	資本充足率 ^(※)	自己資本が自己負担額（再保証による政府負担分控除後）に占める割合
9	リスク区分別の期末保証債務残高	1～13 区分、格付けなしに該当する残高割合（図表 3-24）

(※) 年次推移

出所) 連邦政府提供資料より作成

図表 3-24 VDB レーティングシステムに基づいたリスク区分

リスク区分	平均倒産確率
1	0.15%
2	0.30%
3	0.70%
4	1.30%
5	2.20%
6	4.00%
7	6.00%
8	9.00%
9	14.00%
10	30.00%
11	延滞
12	個別引当
13	貸倒
格付けなし	

出所) 保証銀行連合会ヒアリング及び連邦政府提供資料より作成

4. 財政基盤

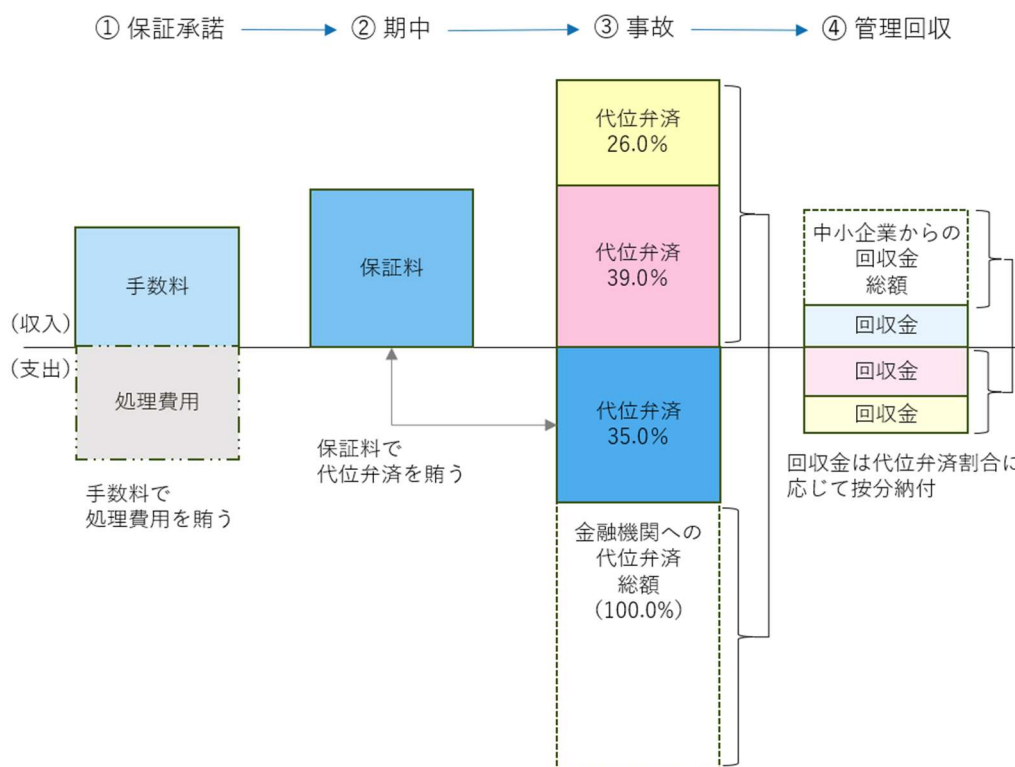
4.1 保証収支

4.1.1 保証銀行の収入・支出

保証銀行連合会、バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行及びベルリン保証銀行によると、保証銀行の収支について、日本の信用保証協会の保証収支³⁷と同じ考え方を有してはいないとのことであったが、日本の考え方に照らしてその収支状況をみると、次のように整理できる。

まず、保証銀行は、保証承諾時に処理費用として手数料を徴求する。また期中においては、毎年1月1日に、保証料1年分を前払いで徴求し、代位弁済分を賄う。もし事故が起きた場合には、金融機関に対して代位弁済を行い、連邦・州政府から再保証に基づく代位弁済を受ける。管理回収の局面では、中小企業から回収金を得て、代位弁済割合に応じて連邦・州政府に按分納付する。以上の収支の流れを図示すると図表4-1のとおりとなる。

図表 4-1 保証銀行の収入・支出（概念図）



出所) 保証銀行連合会、バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行及びベルリン保証銀行ヒアリングより作成

³⁷ 日本の信用保証協会の保証収支は一般的に、「[収入]保証料+回収金-[支出]代位弁済」とされる。一方、ドイツの保証銀行の説明からは、財務諸表上の収支全体の状況について管理していることがうかがわれた。

図表 4-2 保証銀行の収支

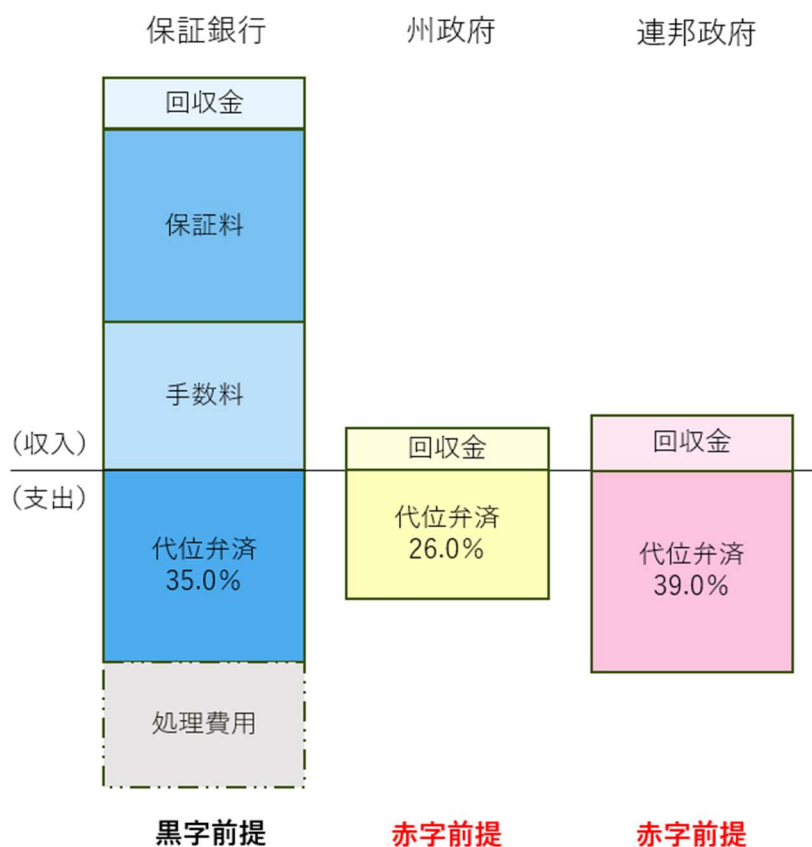
収入	支出
手数料	処理費用
+ 保証料	+ 金融機関への代位弁済
+ 再保証者からの代位弁済	+ 再保証者への回収金納付
+ 中小企業からの回収金	

出所) 保証銀行連合会、バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行及びベルリン保証銀行ヒアリングより作成

4.1.2 各機関の収支構造

保証銀行の収支の流れを踏まえて、保証銀行及び連邦・州政府の収支構造を整理すると、図表 4-3 のとおりとなる。

図表 4-3 各機関の収支構造（概念図）



出所) 保証銀行連合会、バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行及びベルリン保証銀行ヒアリングより作成

保証銀行連合会によれば、保証銀行は、金融監督当局より自己資本の維持が求められ、財政的に持続可能でなければならないことから、収支構造は黒字前提となっている。そのため、各保証銀行は、収支黒字になるよう自ら手数料率及び保証料率の設定・見直しを行っており、連邦・州

政府から保証料補助を受けることはない。

保証銀行が自ら収支をコントロールする際には、以下3つの要素に基づいて対応するという。

図表 4-4 収支コントロール3つの要素

手数料率	ほぼ見直しはない。処理費用を賄うために徴求する。
保証料率	必要に応じて見直しされる。毎年見直しを行う保証銀行もあれば、長年据え置きを保証銀行もある。 代位弁済を賄うために徴求する。
保証割合	原則 80%を上限に、案件ごとに保証承諾委員会で決定される。

出所) 保証銀行連合会、バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行及びベルリン保証銀行ヒアリングより作成

再保証者である連邦・州政府は、政策的見地から再保証料を徴求しない。そのため、収入は保証銀行からの回収金納付、支出は保証銀行への代位弁済のみである。結果として回収金を代位弁済が上回ることから、収支構造は赤字前提となっている。なお、州政府の赤字に対して連邦政府が補填することではなく、州政府は自立的な運用に基づいて再保証を行う。

図表 4-5 連邦・州政府の収支

収入		支出
保証銀行からの回収金納付	<	保証銀行への代位弁済

出所) 連邦政府及び州政府ヒアリングより作成

4.2 コスト分担

保証銀行の財政的持続可能性を担保するため、制度関係者はそれぞれコスト分担をしている。金融機関及び商工団体は保証銀行設立時に出資することでコストを負担し、中小企業及び連邦・州政府は既述のとおり保証承諾から管理回収までの保証利用の各局面においてコストを負担する。なお、保証銀行連合会によると、万が一、保証銀行が赤字となり自己資本が減少した場合は金融機関や商工団体が増資する必要はあるが、過去赤字で増資した実績はないとのことである。

制度関係者の保証銀行に対するコスト分担について図示すると、図表 4-6 のとおりとなる。

図表 4-6 制度関係者の保証銀行に対するコスト分担

コスト分担者	コスト内容	発生時点				
		保証銀行設立	保証承諾	期中	事故	管理回収
中小企業	手数料	—	●	—	—	—
	保証料	—	—	●	—	—
	回収金	—	—	—	—	●
連邦政府	(再保証料なし)	保証銀行から非徴求 (実質的なコスト)				
	代位弁済	—	—	—	●	—
州政府	(再保証料なし)	保証銀行から非徴求 (実質的なコスト)				
	代位弁済	—	—	—	●	—
金融機関	出資	●	—	—	—	—
商工団体	出資	●	—	—	—	—

出所) 連邦政府、州政府、保証銀行連合会、バーデン・ヴュルテンベルク保証銀行及びベルリン保証銀行ヒアリングより作成

4.3 効果検証

連邦政府（経済エネルギー省）は、2019年7月11日～2020年1月31日に外部委託調査を実施し、保証制度の効果検証を行った。

その結果、保証による経済的效果について、呼び水効果、GDP、雇用及び費用対効果の各側面で、以下の表のとおり効果がみられたとされる。

図表 4-7 効果検証の結果

項目	効果
呼び水効果	保証 1 ユーロあたり 2.12 ユーロの追加投資（支出）を喚起
GDP	年間平均 28 億ユーロの GDP を創出
雇用	年間平均 4 万人以上の雇用を新規創出・維持
費用対効果	保 証：財政支出 1 ユーロあたり財政収入約 17 ユーロ 補助金：財政支出 1 ユーロあたり財政収入約 7 ユーロ

出所) 連邦政府提供資料及び保証銀行連合会資料^{38, 39}より作成

³⁸ 保証銀行連合会，“PwC-Studie zum gesamtwirtschaftlichen Nutzen und zur Zukunftsfähigkeit der Bürgschaftsbanken”，<https://vdb.ermoeglicher.de/de/aktuelles/presse/pwc-studie-gesamtwirtschaftlicher-nutzen-zukunftsaehigkeit-buergschaftsbanken/>，2026年6月最終閲覧

³⁹ 保証銀行連合会，“Summary of the PWC study on the overall economic benefits and viability of the guarantee banks”

特に費用対効果については、保証は補助金よりも高い経済的利益が認められるという結果が示された。税収、社会保険料収入、雇用効果による社会給付削減を正の効果、再保証による代位弁済を負の効果として、その差分を純効果として算出した結果は下表のとおりである。

財政支出約 6,600 万ユーロ（＝負の効果）に対して財政収入約 11 億 7,000 万ユーロ（＝正の効果の合計）であることから、その比を計算した結果、「財政支出 1 ユーロあたり財政収入約 17 ユーロ」と結論付けられている。

図表 4-8 費用対効果の内訳

正の効果	税収	+ 約 6 億 3,000 万ユーロ
	社会保険料収入	+ 約 4 億 6,000 万ユーロ
	社会給付削減（雇用効果）	+ 約 8,000 万ユーロ
負の効果	代位弁済（再保証）	▲ 約 6,600 万ユーロ
純効果		+ 約 11 億ユーロ

出所）連邦政府提供資料及び保証銀行連合会資料^{38,39}より作成

5. 今後の計画

本調査を通じて調査対象機関から聞かれた信用保証制度の課題をまとめると、以下の3つが挙げられる。

5.1 経営者保証

現在、保証銀行は、中小企業が保証を利用する場合、中小企業の借入債務の100%に対する無限責任の経営者保証を徴求することで保全措置を講じている。しかしながら、保証銀行連合会によると、これが円滑な事業承継を阻害する要因となっているという。

そこで、保証銀行連合会では連邦政府とともに、借入債務の10~20%に対する有限責任の経営者保証を徴求し、その代わりに保証料を高く設定する方法を構想している。既に一部の保証銀行では、部分的に有限責任の経営者保証を徴求するなど見直しが行われているものの、保証銀行全体での制度改革として有限責任の経営者保証を導入することにより、事業承継の円滑化を図ろうとするものである。

5.2 デジタルトランスフォーメーション (DX)

保証銀行連合会及び連邦政府によれば、2019年にデジタル化による経済的な利点に関する調査研究が行われ、保証銀行は民間商業銀行と比べデジタル化の進捗が遅れている側面があることが指摘された。

同年に保証銀行に対する直接申込用オンラインプラットフォームを立ち上げたものの、現状でも事前申込のみ利用可能という状態に留まっている。今後は正式申込でも利用できるよう改善するほか、手続き全てのデジタル化を図っていくとしている。

5.3 ESG スコアリング

現在、中小企業によるESG（環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance)）の取組の重要性が広く認識されている。金融機関の連合組織が構築しているシステムでは、その取組状況を「業種別」に評価することができるが、企業単位でその状況を把握することまでは難しい。ESGの取組をさらに推進していくには、より細分化した評価が必要となっているという。

今後、「企業別」に評価するシステムを導入し、ESGの取組が相対的に遅れている先（低スコア先）に対してESG投資の促進や重点支援を行うことで、イノベーションを図っていくとしている。

6. まとめ（気づき）

ドイツにおける信用保証制度の制度設計等においてポイントとなっていると考えられる点は以下のとおりである。

6.1 ドイツの中小企業

ドイツは EU 加盟国であることから、中小企業の定義としては EU 基準が基本として使用される一方、ドイツ語圏特有の「ミッテルシュタント」という所有と経営に一体性のある企業が地域経済の担い手として重要視されている。連邦制をとるドイツでは、州政府が地域の経済政策を主導して行う権限を保有するが、その州政府は、ミッテルシュタントをその土地に根差した重要な存在ととらえ、規模に関係なく広く振興の対象とし、強いミッテルシュタントを増やしていくことを目論む。なお、大多数の EU 基準の中小企業はミッテルシュタントに該当する。

ドイツにおける中小企業を取り巻く環境に目を向ければ、労働組合が産業単位で存在し、同じ産業内では企業規模を問わず福利厚生を除き労働条件が同一水準に保たれており、また日本のような密接で固定的な系列関係や下請関係はあまり見られず比較的独立した経営が根付いている。

6.2 中小企業の資金調達と信用保証制度

州経済・地域経済で活動する多くの中小企業は、地域に数多く存在する「貯蓄銀行」や「庶民銀行」から資金を調達する。中小企業と密接な取引関係を有するこれら銀行は「ハウスバンク」と呼ばれ、中小企業の資金繰り状況を最も把握する存在として一次窓口となることで、プロパー融資のほか、保証付融資や低利融資を提供している。

保証を行う専門的な銀行である保証銀行は、金融機関と商工団体からの出資を受けて設立された民間資本の有限会社である。出資者が保証の利用者でもあるという相互扶助関係が成り立つ非営利の自助機関といえる。銀行法を根拠法とするため、通常の銀行と同様に金融監督当局による許可や監督を受ける。

保証銀行は、連邦・州政府による公的な再保証も背景に、担保不足により資金調達が困難な中小企業に対し、その事業の収益性に着目して保証を提供し、金融機関の与信リスクを軽減することで、中小企業の有望な事業を振興する。

ドイツの 16 州にはそれぞれ一つの保証銀行が独立して存在する。それぞれの保証銀行は、共通して適用される「保証限度額 200 万ユーロ、保証割合最大 80%」の二大原則を踏まえ、保証制度を独自に設計する。保証制度の手数料率や保証料率は、それぞれ処理費用や代位弁済を賄う収入となることから、収支黒字が保たれるよう原則一律固定で設定される。

保証が提供されるためには、出資者である金融機関と商工団体のほか、再保証者であり完全拒否権を有する連邦・州政府を構成委員とする保証承諾委員会での承諾可否決議が必要となる。構成委員の半数以上の賛成によって、保証額や保証割合、コベナントなどあらゆる内容や条件が決議される。

6.3 連邦・州政府による保証銀行への再保証

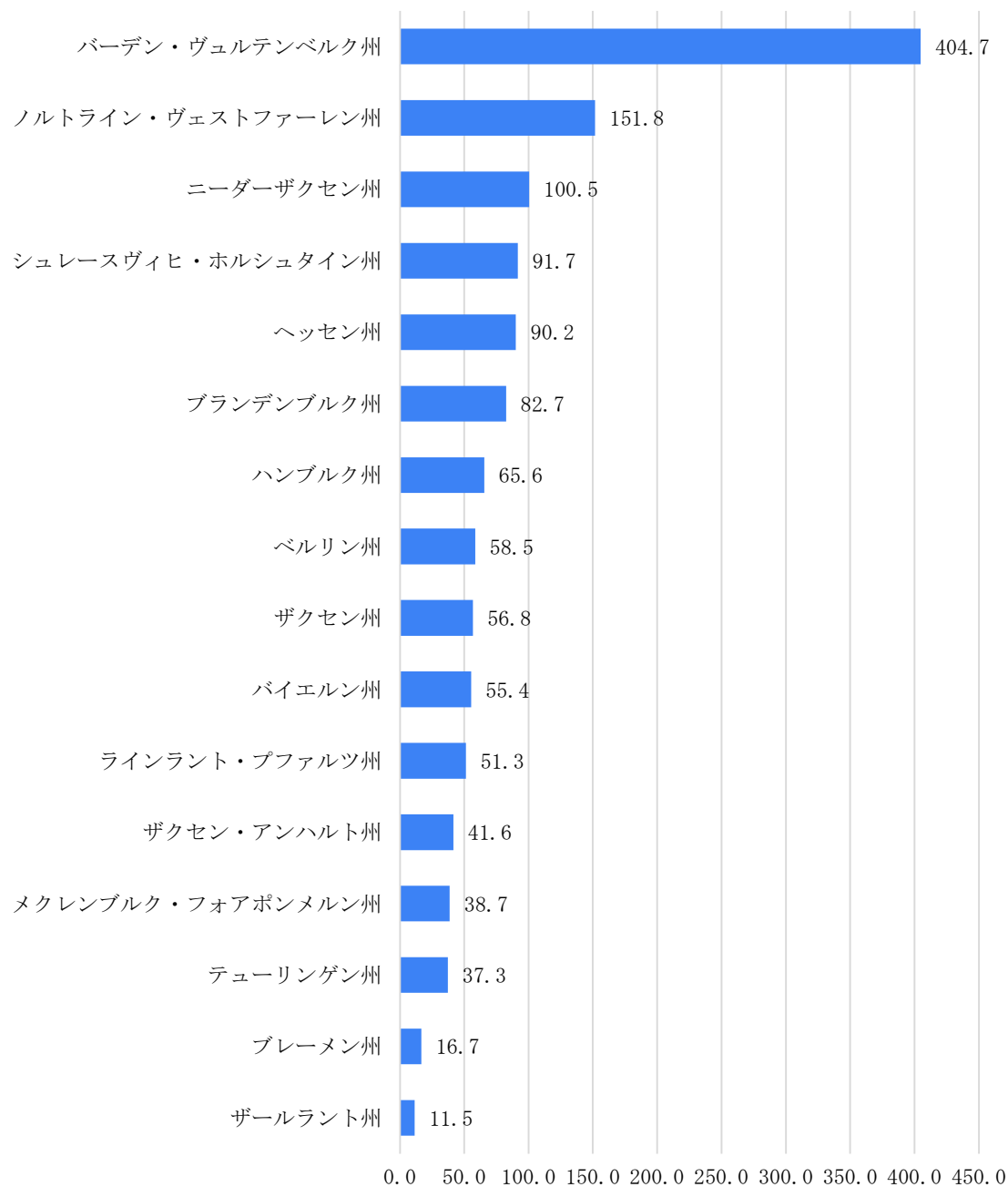
連邦・州政府による再保証は、予算法を根拠法に、保証銀行ごとに再保証総限度額等が規定された「再保証宣言」に基づき実施される。再保証料は非徴求のため「隠れた補助金」とみなされ、EU 国家補助規制を遵守する必要がある。また、連邦・州政府の収支構造は「保証銀行への代位弁済」が「保証銀行からの回収金納付」を上回るため赤字前提となっている。ただし、連邦政府が行った効果検証の結果、保証は補助金よりも費用対効果が高いことが示されている。

6.4 信用保証制度の課題

保証銀行は、事業承継の阻害要因となっている経営者保証について、債務 10～20%に対する有限責任とし保証料を高く設定する方法を構想しているほか、保証手続き全てのデジタル化、ESG 投資の促進や重点支援によるイノベーションを、今後取り組むべき課題としている。

7. 実績・統計

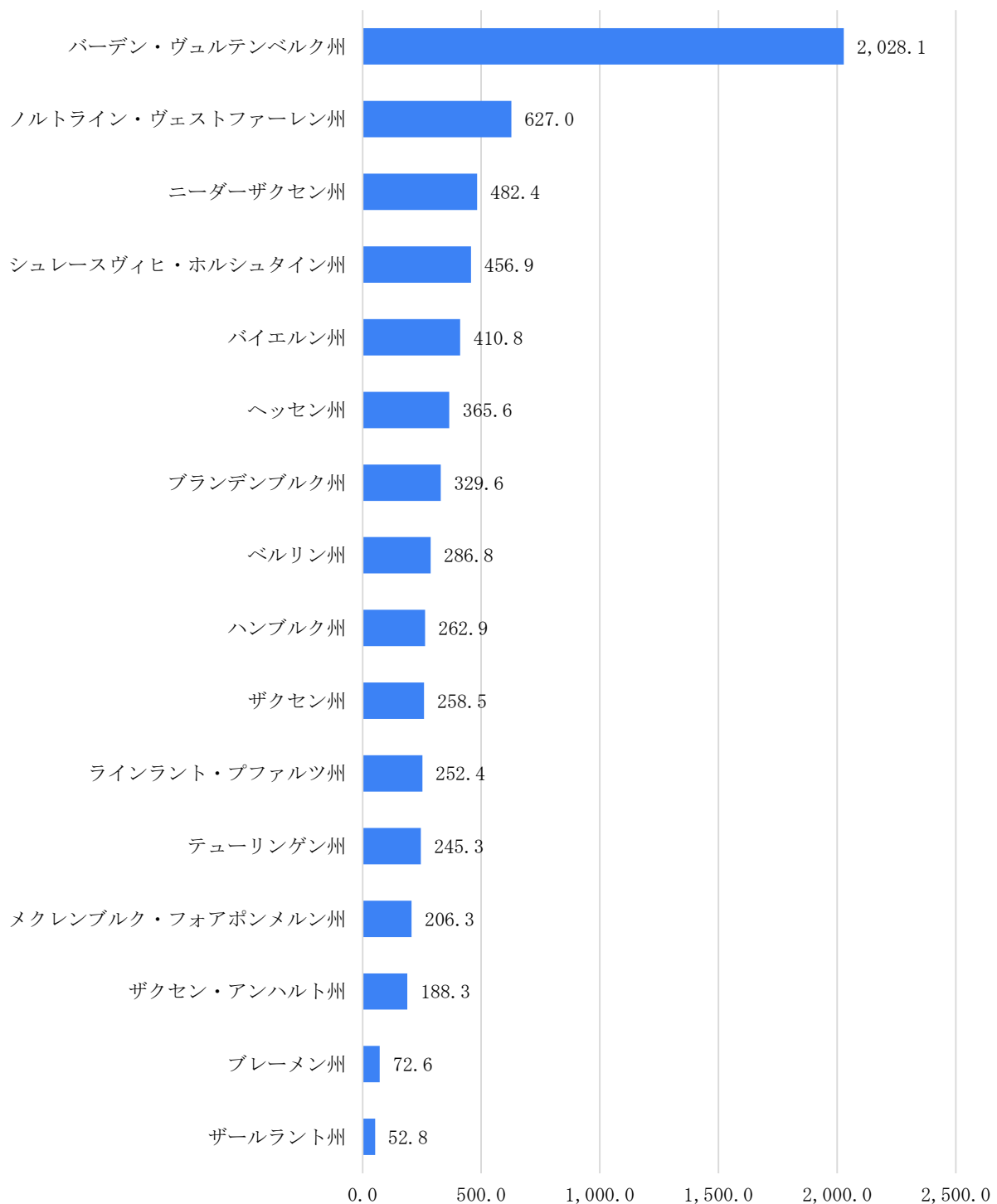
7.1 保証銀行別保証承諾額（2025 年、単位：百万ユーロ）



出所) 保証銀行連合会資料⁴⁰より作成

⁴⁰ 保証銀行連合会, “Tabelle 1: Verteilung der zugesagten Bürgschaften und Garantien 2025 in Mio. EUR”, <https://vdb-verbandsbericht25.ermoeglicher.de/de/verbandsbericht-2025-statistiken/tabelle-1c-verteilung-der-zugesagten-garantien-f%C3%BCr-erp-f%C3%B6rderkreite-in-mio-eur-der-b%C3%BCrgschaftsbanken-2025/>, 2026 年 6 月最終閲覧

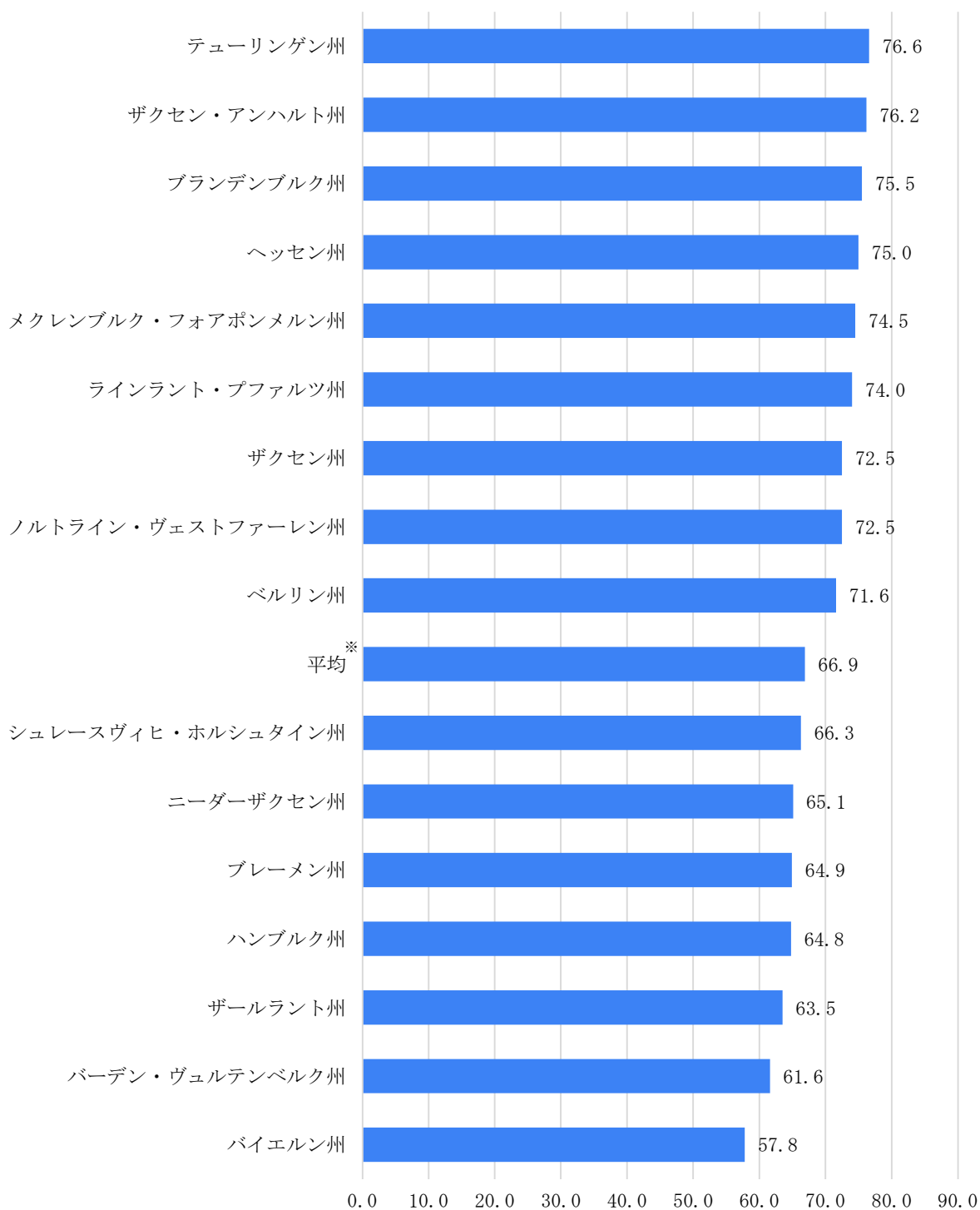
7.2 保証銀行別保証債務残高（2025 年、単位：百万ユーロ）



出所) 保証銀行連合会資料⁴¹より作成

⁴¹ 保証銀行連合会, “Tabelle 8: Bestand Bürgschaften und Garantien in Mio. EUR der Bürgschaftsbanken 2025”, <https://vdb-verbandsbericht25.ermoeglicher.de/de/verbandsbericht-2025-statistiken/tabelle-8-bestand-b%C3%BCrgschaften-und-garantien-in-mio-eur-der-b%C3%BCrgschaftsbanken-2024/>, 2026 年 6 月最終閲覧

7.3 保証銀行別保証債務残高の保証割合（2025 年、単位：％）



※平均＝全保証銀行の保証債務残高÷全保証銀行の保証付融資残高
出所）保証銀行連合会資料⁴¹より作成

ドイツの信用保証制度に関する調査報告書（2025 年度）

発行日 2026 年 6 月

発行者 (株)日本政策金融公庫 中小企業事業本部 保険情報室
〒100-0004

東京都千代田区大手町 1-9-4

電話 03 (3270) 6212

(禁無断転載)